

第2期 海津市地域福祉計画（案）

平成 25 年 3 月

海津市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	3
2 地域福祉計画とは	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の推移	9
2 世帯の状況	11
3 障がいのある人の状況	13
4 介護保険要支援・要介護認定者数	14
5 産業構造の状況	15
6 地域福祉を支える人・団体等の状況	16
7 アンケート調査について	20
8 第1期計画の関連施策等の状況	28

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 計画の体系	36

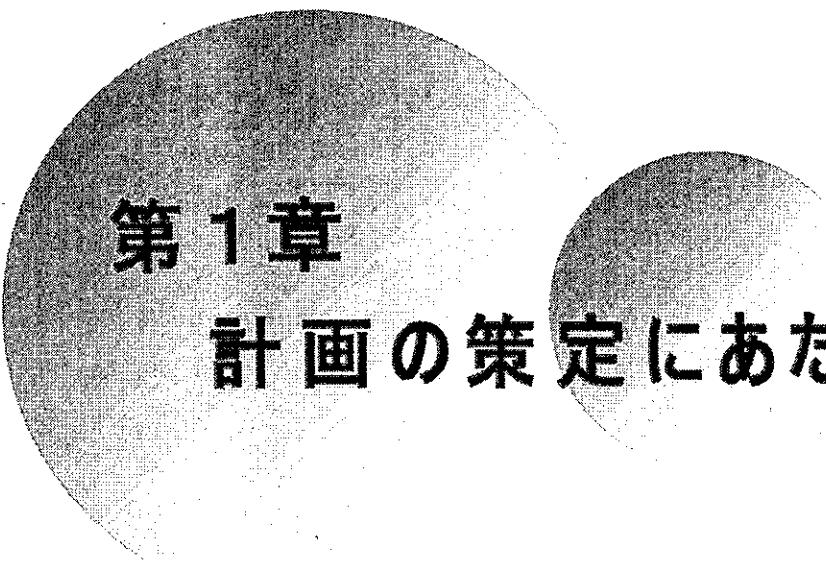
第4章 基本計画

1 地域福祉の意識啓発と担い手づくり	39
1－1 人権尊重の意識に立った地域づくり	39
1－2 社会福祉の理念の理解及び浸透に向けた福祉教育の推進	41
1－3 地域福祉の担い手の育成と支援	43

2 地域で安心して暮らすことができる環境づくり	46
2-1 適切な福祉サービスの確保	46
2-2 健康づくりの推進と医療体制の充実	49
2-3 情報提供体制の充実	52
2-4 相談体制の充実	54
2-5 福祉サービス利用者の権利擁護	56
3 みんなで支え合い、地域課題を解決する仕組みづくり	58
3-1 防災・防犯体制の整備	58
3-2 S O Sを見逃さない地域の仕組みづくり	62
3-3 多様な活動団体同士の交流・連携	64
3-4 地域課題を解決できる仕組みづくり	66
3-5 地域福祉推進の核となる組織づくり	69
4 生活の支援と生きがいづくり	71
4-1 日常生活環境の整備	71
4-2 生きがいづくりと交流の促進	73

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	79
2 計画の進行管理	80



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

福祉は、かつて援護を必要とする人や課題を抱えた人を救済するためのものという考え方・見方がありましたが、今日では、社会的・経済的に困難な立場にある人の支援はもちろん、子どもから高齢者まで、誰もが自分らしく、同じ社会・地域の一員として、安心・安全に暮らせるような社会を築くことが求められています。

このようななか、少子高齢化や核家族化をはじめ社会情勢の急激な変化に伴い、子どもから高齢者までの健康づくり、子どもや高齢者等に対する虐待の防止、子どもの成長や子育て家庭に対する支援、障がいのある人の施設や病院から地域生活への移行支援、無縁社会の広がりや孤立死の増加等地域における社会的課題はより多様化・複雑化してきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人等、要援護者に対する支援やボランティアの必要性等が特に重要な課題となっています。

地域福祉の推進にあたっては、地域社会の変化と多様な社会的課題への対応が求められます。

今後はさらに、地域で暮らす一人ひとりが力を合わせ、支え合い、それぞれの人権を尊重し、地域福祉を進めていくことが重要です。そのためにも、住民一人ひとりが生活の中で生じた課題を、自らの問題として捉え、その解決に向けて努力し、地域福祉推進の担い手となっていくことが必要です。

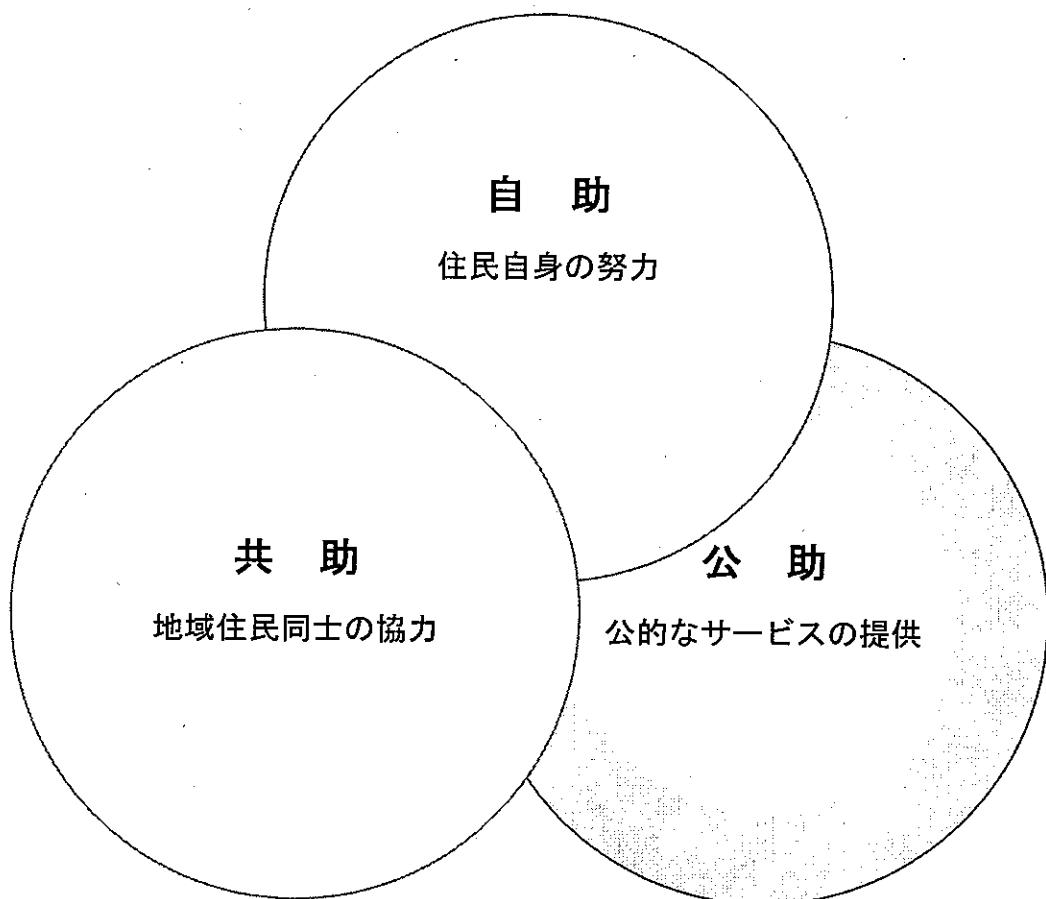
このようなことから、前計画に基づく地域福祉に関する取り組みの実施状況、社会情勢、多様化する住民ニーズの変化をふまえつつ、平成25年度以降の地域福祉推進の基本的な方向と取り組みについて明らかにしていくものとして「第2期海津市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

また、行政による「公助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「共助」が必要不可欠であり、住民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たす中で、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進する計画とします。

【自助・共助・公助の位置づけ】



- 自助：住民自身の努力（自分でできることは自分で取り組むこと）
- 共助：地域住民同士の協力（地域が力を合わせて実現していくこと）
- 公助：公的なサービスの提供（行政の責任として推進していくこと）

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

【社会福祉法（抜粋）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

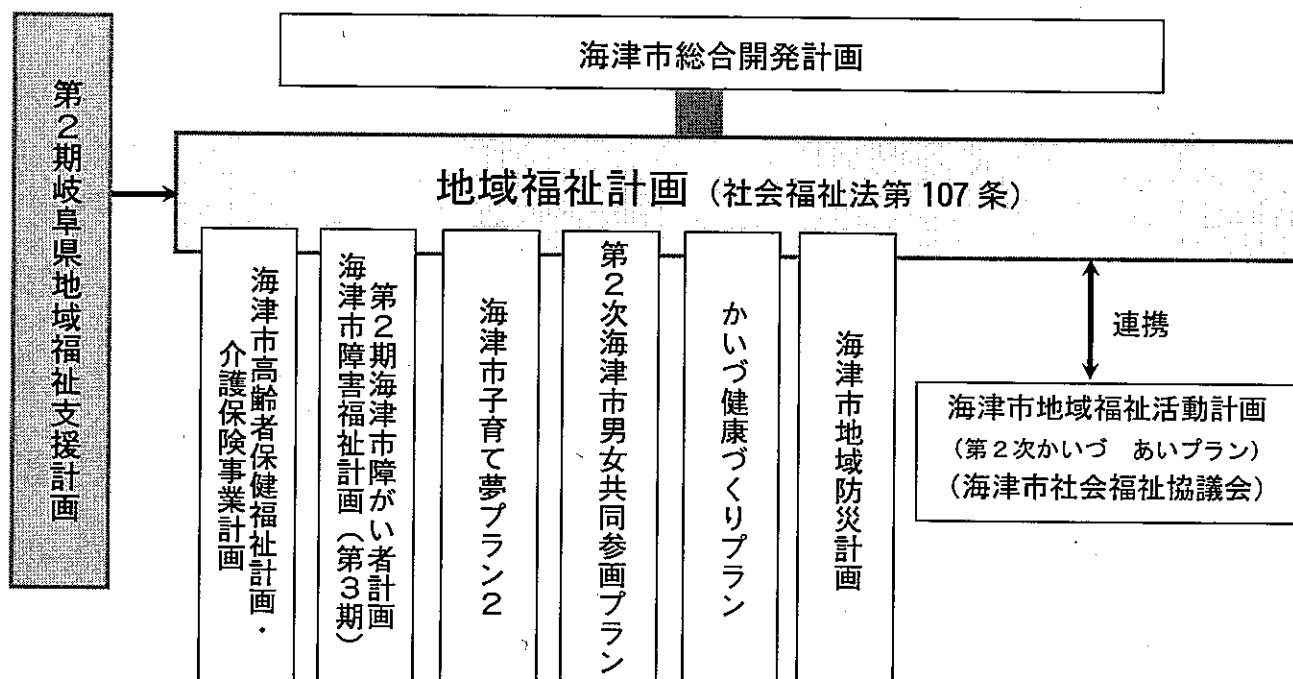
第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

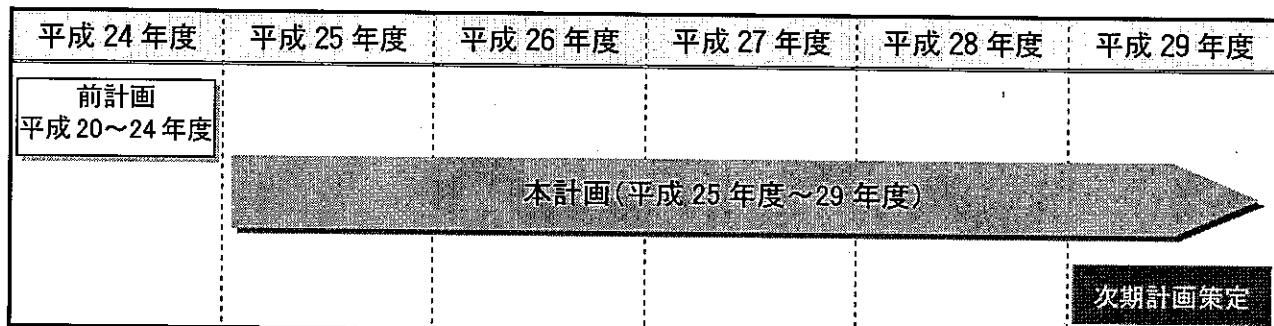
本計画は、海津市総合開発計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。また、海津市社会福祉協議会が策定する「第2次海津市地域福祉活動計画（第2次かいづ あいプラン）」と相互に連携した計画とします。

【地域福祉計画の位置づけ】



4 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を最終年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

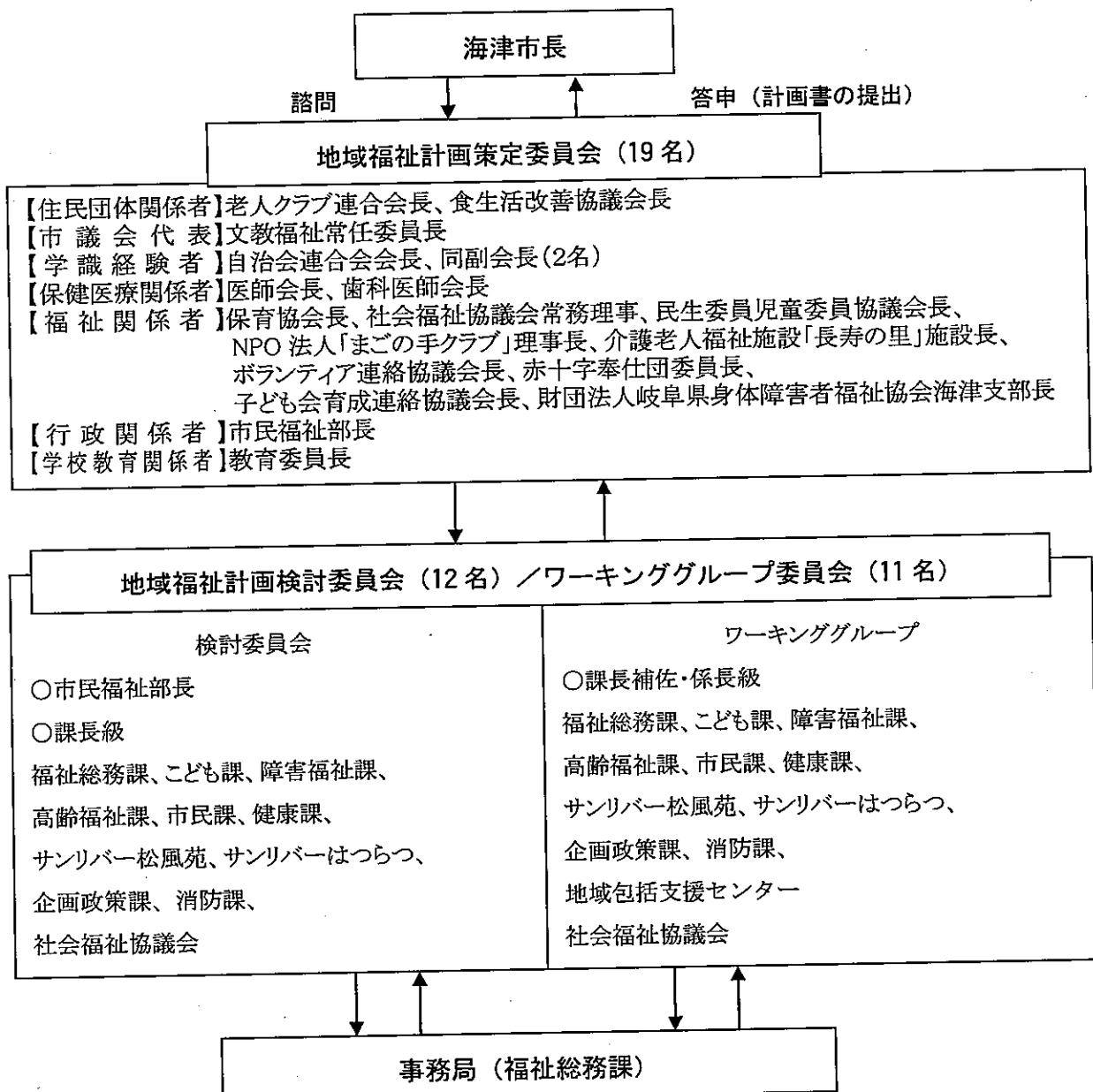


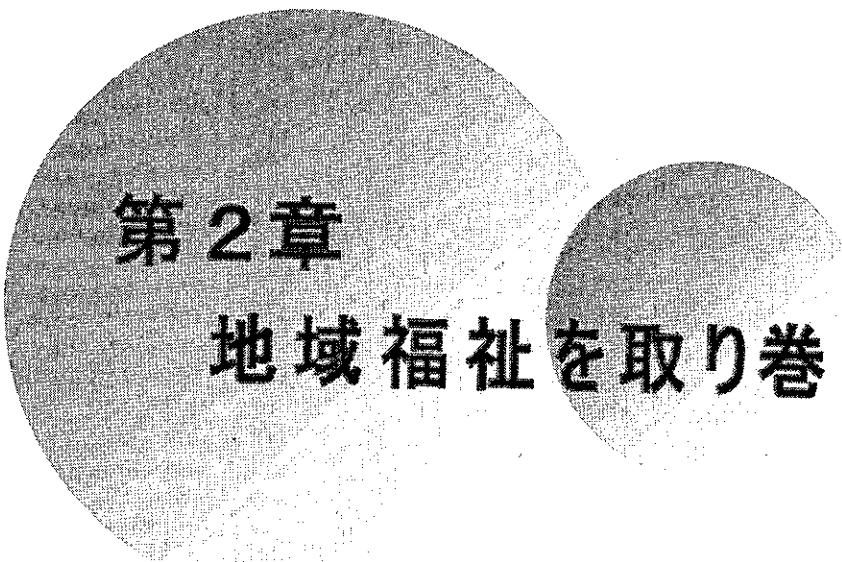
5 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会の代表等各種団体・機関、福祉関係者、学識経験者等で構成する「海津市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

【計画策定体制】





第2章

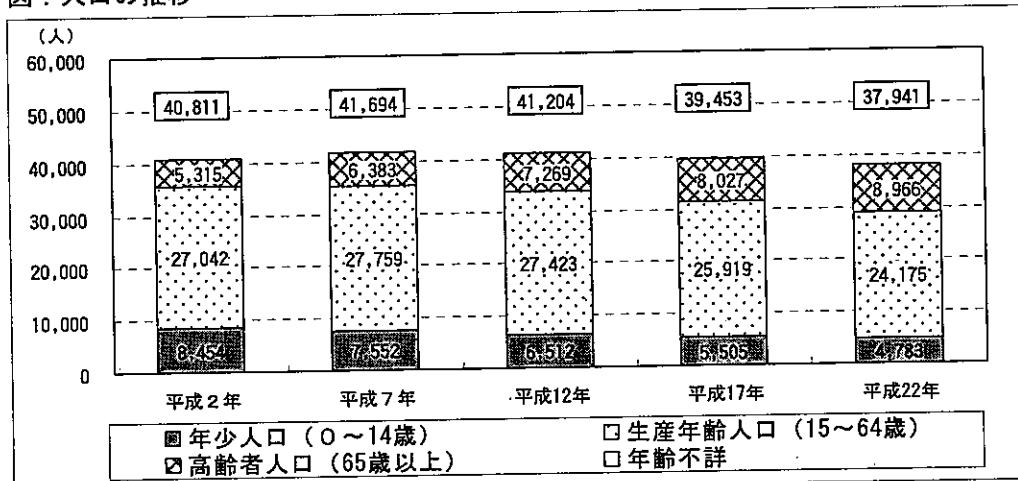
地域福祉を取り巻く現状

1 人口の推移

(1) 人口の推移

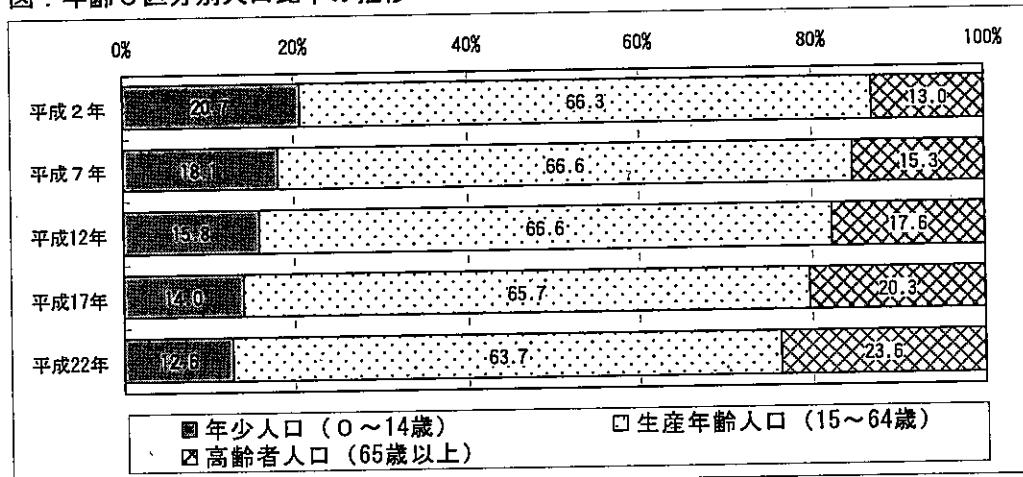
本市における総人口は、国勢調査によると平成2年の40,811人から平成22年には37,941人へと減少しています。年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成22年には23.6%と約4人に一人が高齢者であり、本市においても少子高齢化が進行している状況がみられます。

図：人口の推移



資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

図：年齢3区別人口比率の推移



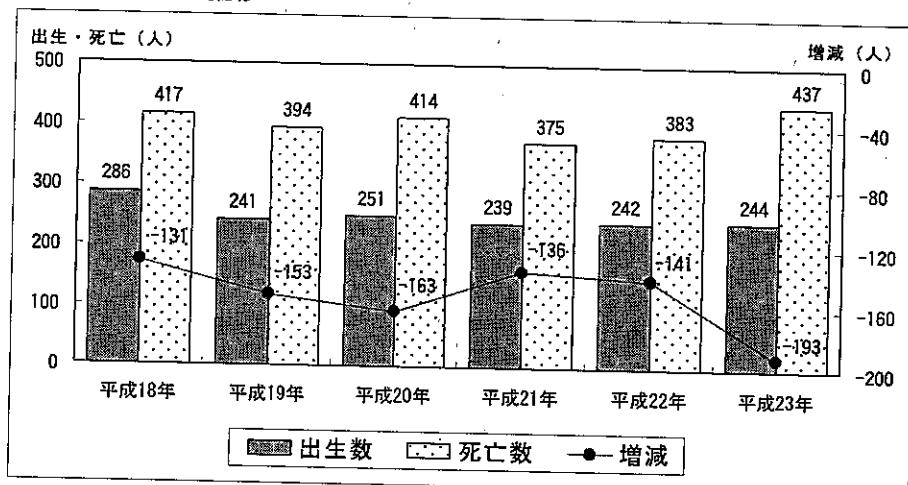
資料：国勢調査

(2) 人口動態の推移

出生数と死亡数による自然動態の増減を平成18年以降でみると、いずれの年においても死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成22年までは150人前後、平成23年では約200人程度の開きがみられます。

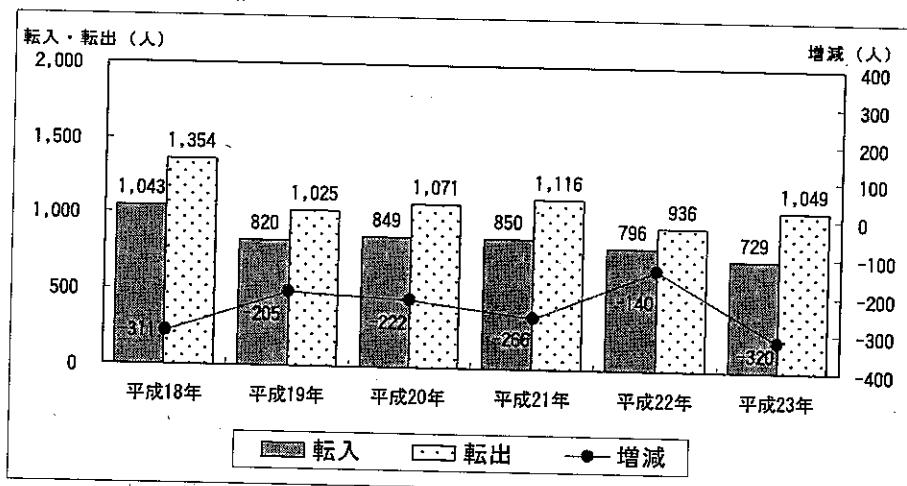
また、転入と転出による社会動態の増減を平成18年以降でみると、平成19年以降は転出が転入を上回る社会減が続いています。

図：自然動態の推移



資料：岐阜県人口動態調査

図：社会動態の推移



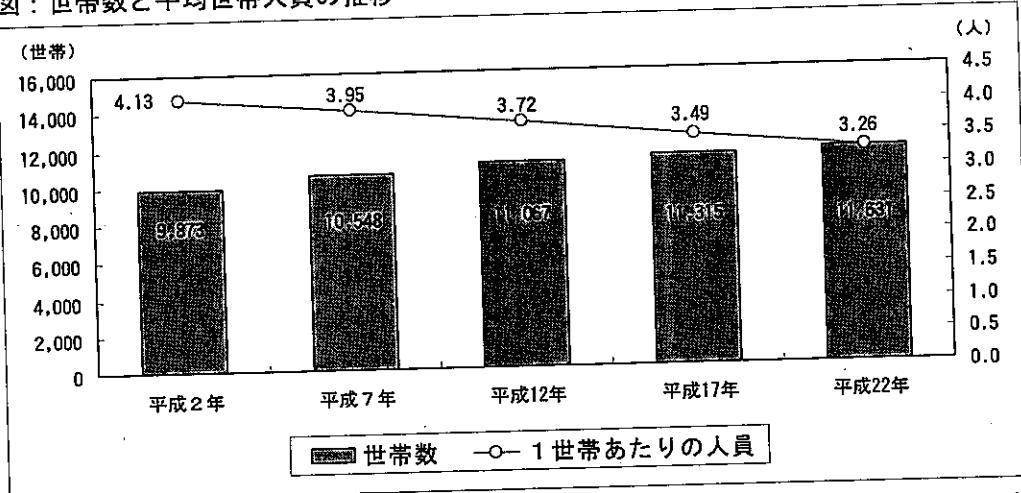
資料：岐阜県人口動態調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数と平均世帯人員の推移

本市における世帯数は、国勢調査によると平成2年の9,873世帯から平成22年には11,631世帯へと増加しています。また、1世帯あたりの平均人員は減少傾向にあり、核家族化や少子化の傾向がうかがえます。

図：世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

(2) 高齢者世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢化の進行とともに、高齢者のいる世帯も増加傾向にあり、平成22年では5,911世帯と全世帯の約5割を占めています。また、高齢者単身世帯も増加傾向がみられ、高齢者世帯の約1割を占めています。

表：高齢者世帯の推移

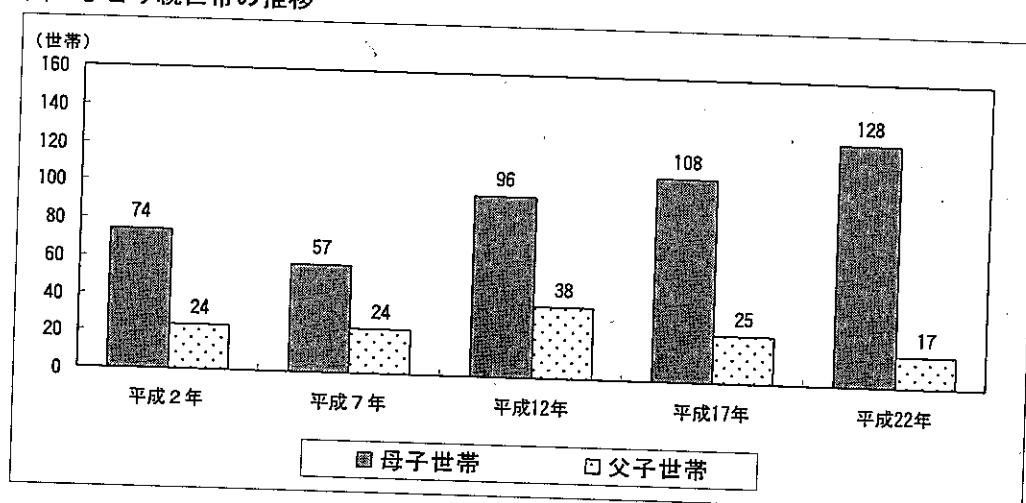
	一般世帯数合計（世帯）	高齢者のいる世帯		高齢者単身世帯	
		世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）
		9,873	3,860	190	4.9
平成2年	9,873	3,860	39.1	190	4.9
平成7年	10,548	4,475	42.4	250	5.6
平成12年	11,067	4,951	44.7	331	6.7
平成17年	11,315	5,332	47.1	466	8.7
平成22年	11,631	5,911	50.8	668	11.3

資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯

平成22年の国勢調査によると、本市におけるひとり親世帯数は145世帯であり、総世帯における割合は1.2%となっています。その内母子世帯が128世帯、父子世帯が17世帯となっています。

図：ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 各障がい者手帳所持者数

平成24年3月末現在、身体障がい者は1,737人、知的障がい者は273人、精神障がい者は187人となっています。

表：身体障がいの程度別人数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	15	7	5	4	1	0	32
18歳以上	451	287	407	348	116	96	1,705
計	466	294	412	352	117	96	1,737

資料：障害福祉課

表：知的障がいの程度別人数

	A	A 1	A 2	B 1	B 2	計
18歳未満	0	11	15	20	25	71
18歳以上	22	36	31	63	50	202
計	22	47	46	83	75	273

資料：障害福祉課

表：精神障がいの程度別人数

	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	0	0	0
18歳以上	45	127	15	187
計	45	127	15	187

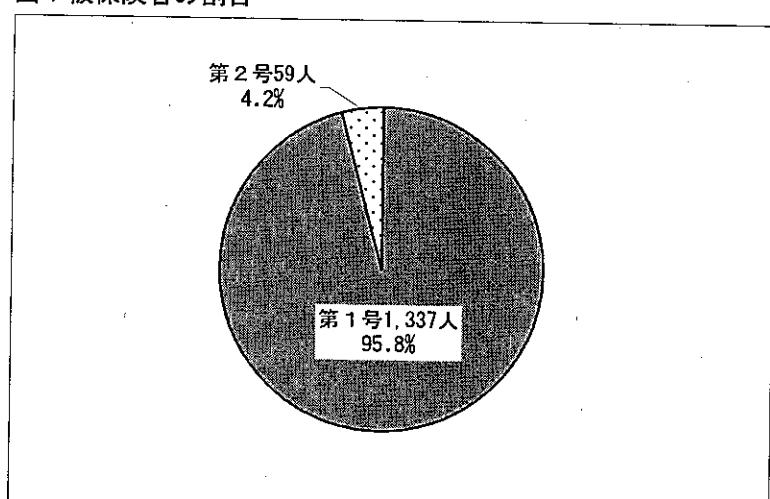
資料：健康課

4. 介護保険要支援・要介護認定者数

(1) 要支援・要介護認定者数の状況

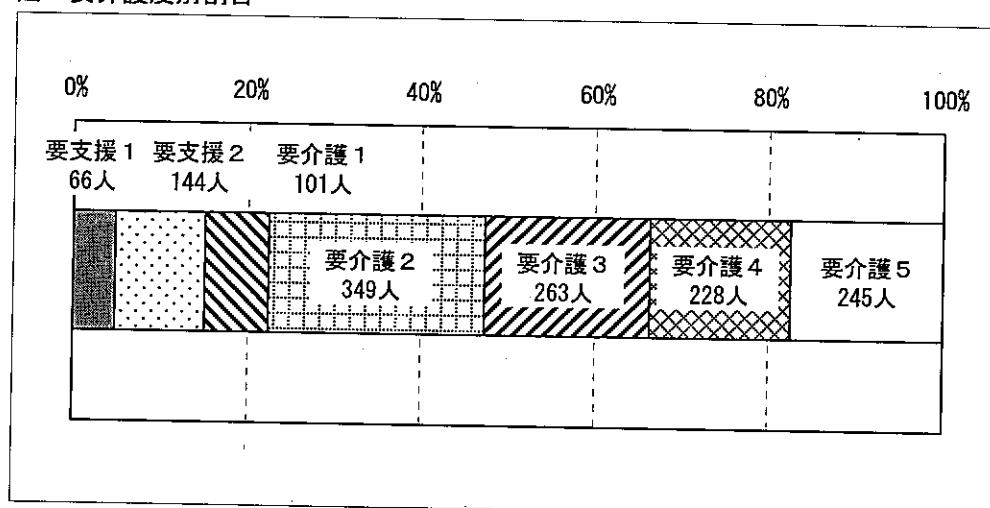
平成24年3月末現在、要介護認定者のうち第1号被保険者（65歳以上）は1,337人、第2号被保険者（40～64歳）は59人となっています。

図：被保険者の割合



資料：高齢福祉課

図：要介護度別割合

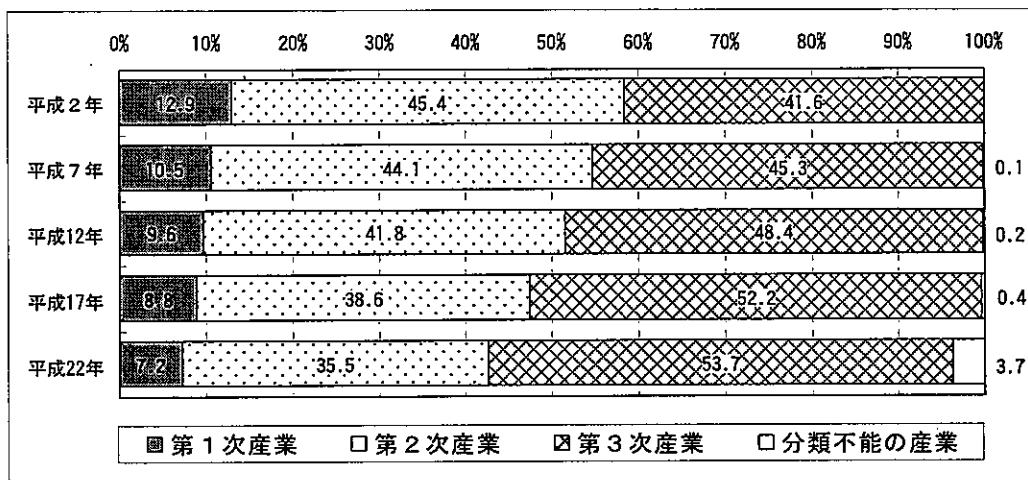


資料：高齢福祉課

5 産業構造の状況

国勢調査による本市の産業構造の推移をみると、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

図：産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

6 地域福祉を支える人・団体等の状況

表：海津市の地域福祉を支える人・団体等（平成25年1月現在）

人・団体等	総数	区域別		
		海津地区	平田地区	南濃地区
民生委員児童委員	75	27	17	31
福祉推進委員	226	90	32	104
ボランティア（団体）※	87	23	21	41
ボランティア（個人）※	2,579	580	291	1,672
NPO法人等市民活動団体	7	1	4	2
区・自治会	175	91	32	52
地区老人クラブ	6,984	1,681	1,733	3,570
社会福祉協議会	3	1	1	1
地区社会福祉協議会	6	2	2	2

※市外2団体（36人）含む

表：上記の人・団体等の主な活動内容

人・団体等	主な活動内容
民生委員児童委員	相談・見守り・支援活動
福祉推進委員	見守り・支援活動
ボランティア（団体）	情報提供・福祉サービスの提供
ボランティア（個人）	情報提供・福祉サービスの提供
NPO法人等市民活動団体	生活支援・地域活動支援・福祉サービスの提供
区・自治会	自治組織相互の連絡調整・住民福祉の向上・市政への協力
地区老人クラブ	社会奉仕・健康増進活動
社会福祉協議会	地域福祉事業・相談事業・小地域福祉活動
地区社会福祉協議会	地域福祉活動

表・海津市内のNPO法人

名称	認証年月	分類
セーフティサポートコミュニティ平田	平成14年3月	地域安全活動
海津おやじの会	平成15年7月	子どもの健全育成を図る活動
アクアフィールド長良	平成16年4月	学術、文化又はスポーツの振興を図る活動
まごの手クラブ	平成16年12月	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
ゆうゆうアテンダント	平成19年3月	障がい者の自立と生きがい等を高め福祉活動の増進を図る活動
良縁の会ひまわり	平成20年3月	未婚者や再婚希望者に対して結婚相手の紹介及び相談、イベントの開催を行う
Route.Zero	平成24年7月	広く一般市民に対して、被災者及び被災地域への支援に関する事業、防災についての啓発活動並びに情報の提供に関する事業、青少年を対象とした日常生活等における悩みについての相談・支援に関する事業等を行う

表：海津市市民活動ボランティアセンター登録団体（平成25年1月現在）

地区	団体名	主な活動内容	人数
海津地区 (22団体)	田代会	レクリエーション活動	15
	ひなたぼっこ	本の読み聞かせ	9
	ひまわりグループ（海津）	施設訪問活動	15
	海津陶芸クラブ	食事サービス（調理）	14
	喫茶ボランティア	施設での喫茶サービス	13
	さくらんぼ	食事サービス（調理）	17
	AN	食事サービス（調理）	9
	やまびこ	市報の音訳	11
	手話サークルゆかいな仲間達	手話学習会・高齢者支援	5
	くぬぎの会	不登校・ひきこもり防止	24
	海津市福祉推進委員会海津地区	高齢者見守り活動	90
	海津地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	27
	アジア障害者の会	発展途上国支援	1
	ブックスタートボランティア	本の読み聞かせ	17
	海津市更生保護女性会	地域犯罪防止活動	83
	海津市レクリエーション協会	レクリエーション活動	65
	海津健康太極拳クラブ	健康太極拳	44
	ふあみーゅ	本の読み聞かせ	5
	海津市にこにこ子育て支援吉里地区実行委員会	青少年育成	3
	たっち	子育て支援	11
	真宗大谷派 大垣教務所	施設訪問活動	13
	海津工匠組合	家具転倒防止金具の取り付け	16
平田地区 (18団体)	ゆう・優	食事サービス（調理）	11
	フラーの会	食事サービス（調理）	8
	レッツゴー	食事サービス（配食）	14
	ヨセミテの会	清掃活動	14
	海津カットボランティア	施設での散髪サービス	16
	ひまわりグループ（平田）	車いす介助	7
	おっはーサロン	サロン活動	7
	海津市福祉推進委員会平田地区	高齢者見守り活動	32
	平田地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	18
	らくらくサロン	サロン活動	6
	きんもくせい集いの会	清掃活動	25
	ほほえみ	サロン活動	17
	セーフティサポートコミュニティ平田	災害救援・地域安全活動	34
	平田青年クラブ	防犯啓発活動	26
	ポピーコミュニティ	こん平田市ルネッサンス運営	10
	わたげ	犯罪防止活動	6
	リサイクルの環	野菜の提供	6
	海津青年クラブ	地域啓発活動	16

地区	団体名	主な活動内容	人数
南濃地区 (35団体)	海津市赤十字奉仕団	高齢者支援活動	133
	海津市食生活改善協議会	食事サービス(調理)	149
	わかば	食事サービス(配食)	9
	海津救急支援ボランティアチーム	救急支援活動	31
	ひまわり会	車いす介助・シーツ交換	4
	南濃地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	31
	心をつなぐ会	防犯パトロール	17
	志津新田ふれあいサロン	サロン活動	9
	南濃おもちゃ図書館とろーる	おもちゃ図書館	7
	エッセンス	広報誌の点訳	6
	いきいきサロン・みどり	サロン活動	8
	すみれ会	車いす介助・シーツ交換	8
	南濃町手話サークル	手話学習会・高齢者支援	21
	くるま座	車いす点検・清掃	10
	みどり	食事サービス(調理)	17
	みかん倶楽部	車いす介助・シーツ交換	11
	ほほえみクラブ	おやつ作り	20
	海津市福祉推進委員会南濃地区	高齢者見守り活動	107
	国営木曽三川公園ガーデナー倶楽部	木曽三川公園管理維持	54
	ほうれんそう	本の読み聞かせ	6
	みのサイエンスボランティア会	科学教室	5
	南濃一座	レクリエーション活動	7
	志津ふれあいサロン	サロン活動	7
	南濃北部地区防犯パトロール隊	防犯パトロール	21
	奥条地区城山小スクールボランティア	児童登下校の見守り	16
	わわわ広場	子育てサロン	8
	わんぱくごっこ	清掃活動	36
	ゆうゆうアテンダント	障がい児支援	11
	養老鉄道を守る会“かいづ”	養老線存続活動	400
	絵本読み語りの会	本の読み聞かせ	14
	住み良い地域づくりを考える会	地域見守り活動	16
	サロン山崎	サロン活動	8
	なごみ	レクリエーション活動	4
	かいづ国際交流の会	日本語教室(在住外国人対象)	11
	海津ギター同好会	ギター演奏	17
その他	木曽三川千本松原を愛する会	木曽三川公園環境保全	22
	木曽三川千本松原に集う会	木曽三川公園環境保全	14
合計77団体			2,055

7 アンケート調査について

(1) 調査目的

計画を改定するにあたって、住民を対象に、地域福祉に関する住民の意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施概要

① 調査対象者

市内在住の 18 歳以上 計 2,000 人

② 調査方法

アンケート調査 郵送による配布・回収

③ 抽出方法

無作為抽出

④ 調査期間

平成 24 年 6 月 27 日～7 月 10 日（調査基準日 平成 24 年 6 月 1 日）

⑤ 調査票の回収結果

調査の区分	配布数 (人) A	回収数 (人) B	回収率 (%) B/A
市内在住の 18 歳以上	2,000	821	41.1

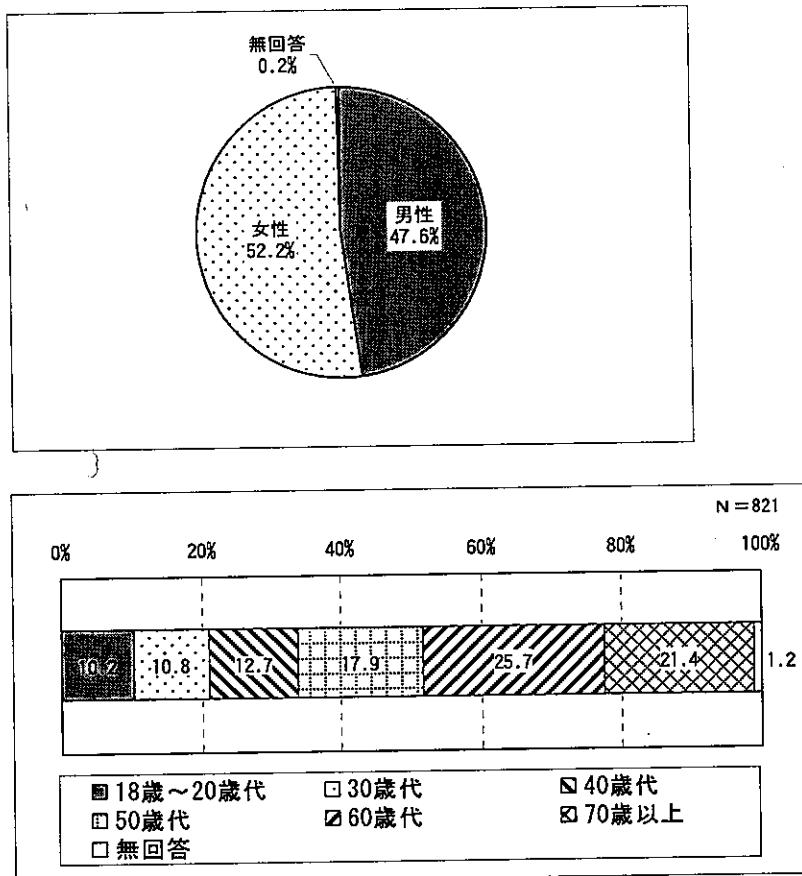
(3) 報告書の見方

・集計表の比率はすべて百分率 (%) で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算定しています。従って、合計が 100% にならない場合もあります。

(4) アンケート調査結果のまとめ

1 基本情報

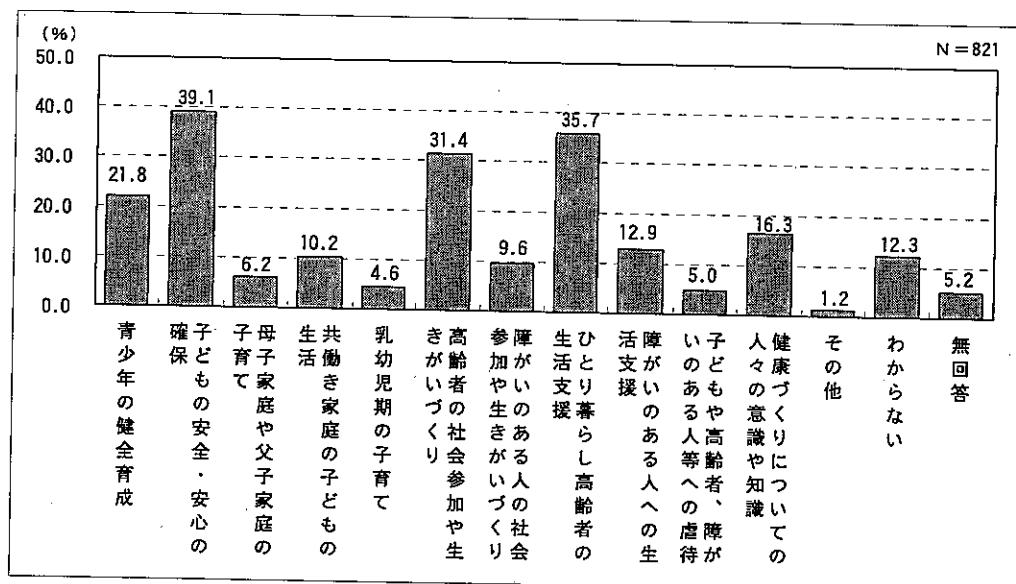
【性別・年代別】



- 性別は男性が47.6%、女性が52.2%とやや女性が多くなっています。
- 年代別では、60歳代が最も多く、70歳以上、50歳代の順となっています。

2 地域とのかかわり

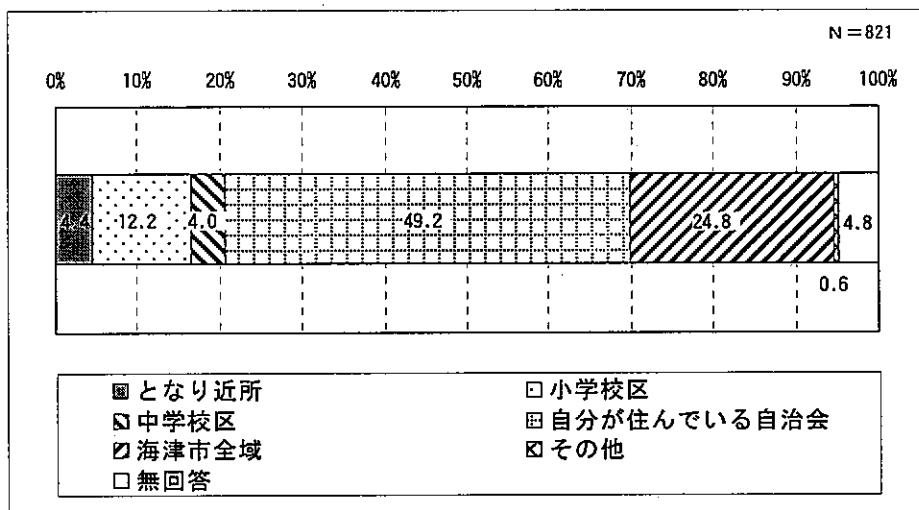
【地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題や問題】



- 地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題や問題は「子どもの安全・安心の確保」が最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」「高齢者の社会参加や生きがいづくり」の順となっており、こどもや高齢者に対する課題が上位を占めています。

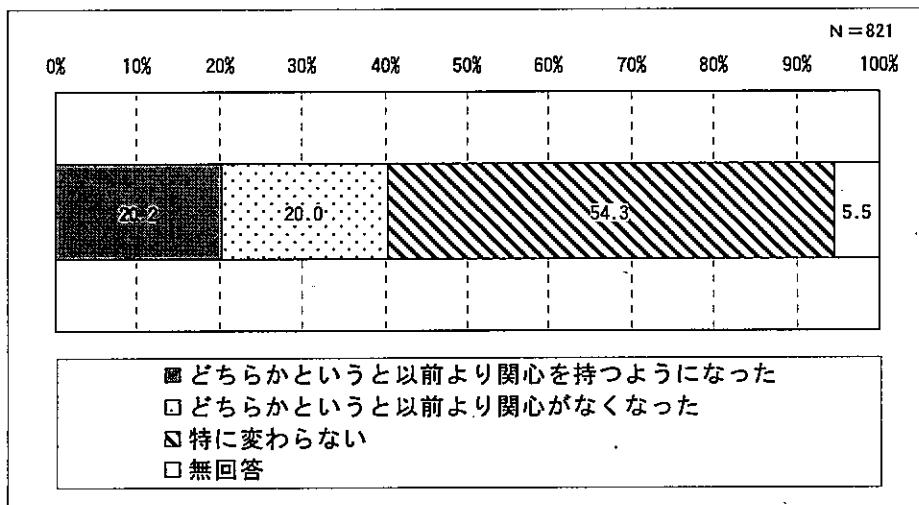
3 地域組織等への参加・活動について

【地域の範囲について】



- 地域の範囲については、「自分が住んでいる自治会」が49.2%と最も多くなっており、住民の約半数は、自治会という身近な範囲を地域と考えていることが分かりました。

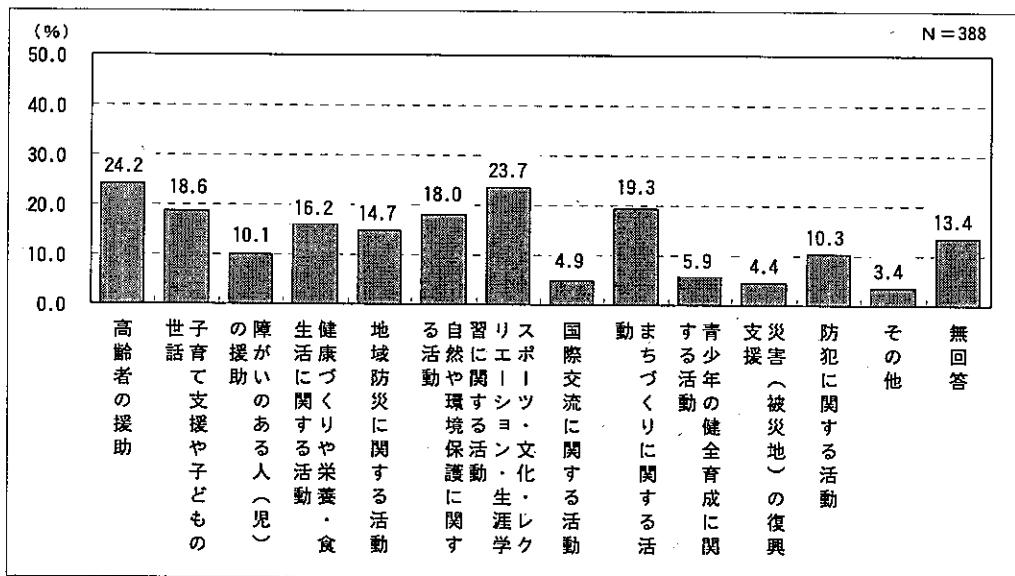
【地域の行事や活動について 5年前と比べての関心の変化】



- 地域の行事や活動についての関心の変化は「特に変わらない」が54.3%と最も多く、「どちらかというと以前より関心を持つようになった」「どちらかというと以前より関心がなくなった」は共に2割程度となっています。今後は、関心のある人・ない人に関らず、広く住民に対して地域活動への参加の重要性を周知し、啓発していく必要があります。

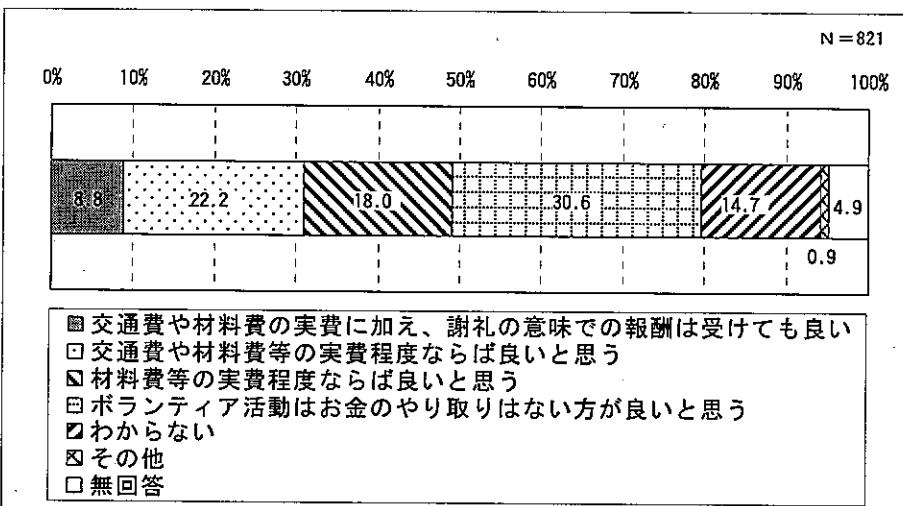
4 ボランティア活動について

【今後参加したいボランティア活動】



- 今後参加したいボランティア活動は「高齢者の援助」が24.2%と最も多く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動」が23.7%となっています。「高齢者の援助」が多いことから、高齢者に対するボランティアニーズの受け皿づくりが重要となっていると考えられます。

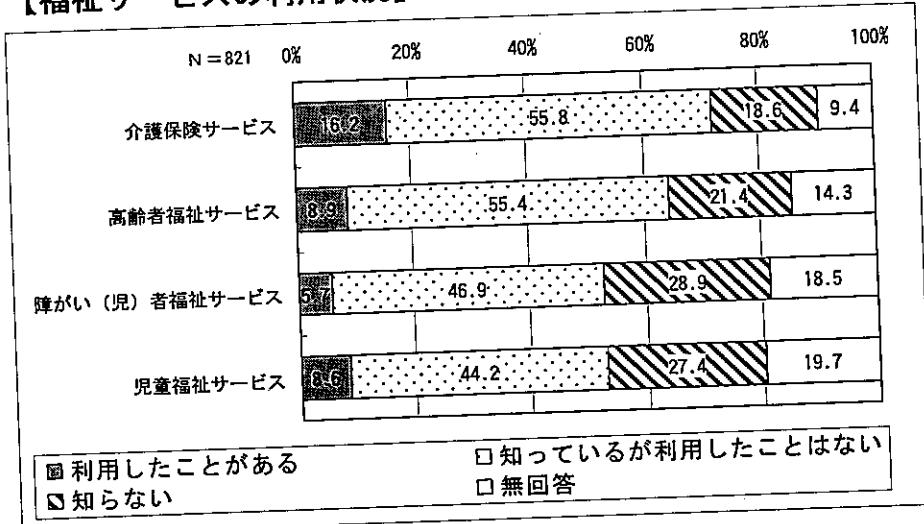
【ボランティア活動のあり方（謝礼）について】



- ボランティア活動のあり方（謝礼等）についての考え方、「ボランティア活動はお金のやり取りはない方が良いと思う」が30.6%と最も多くなっていますが、「交通費や材料費等の実費程度ならば良いと思う」というお金のやり取りも認める考え方も2番目に多くなっています。こうした結果をふまえ、今後のボランティア活動の活性化のために「謝礼」等お金のやり取りをどう考えていくかを検討していく必要があります。

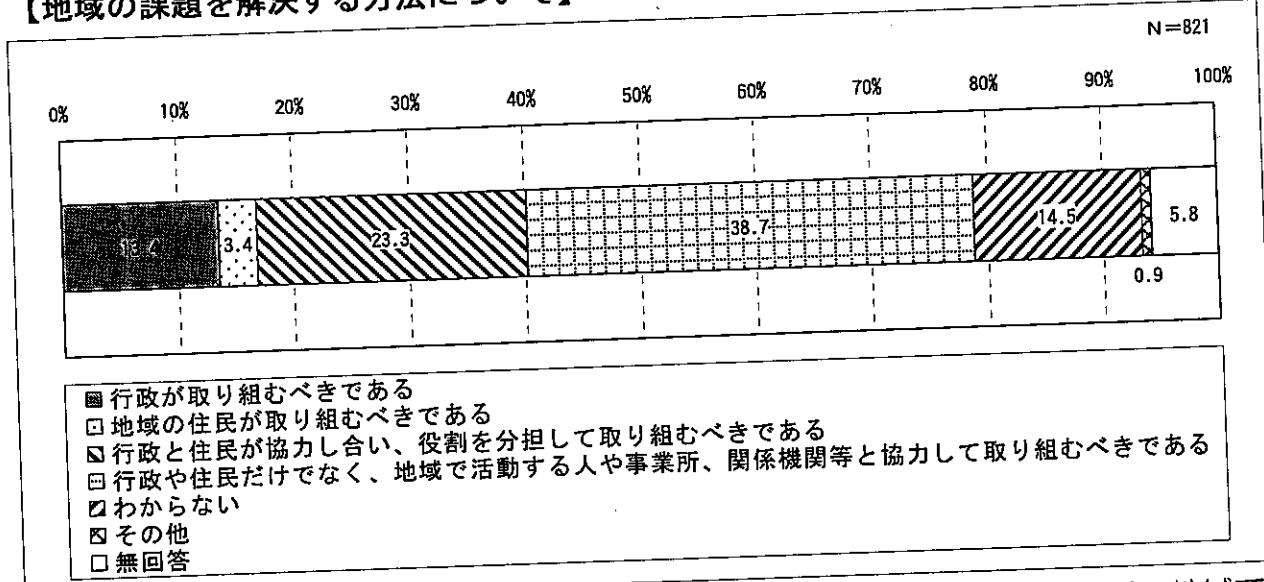
5 福祉サービスに関する認知度・利用状況、これからの福祉のあり方について

【福祉サービスの利用状況】



- 福祉サービスの利用については、「利用したことがある」人は、「介護保険サービス」が16.2%、「高齢者福祉サービス」が8.9%、「障がい(児)者福祉サービス」が5.7%、「児童福祉サービス」が8.6%となっています。また、「知らない」と答えた人も多くみられ、市の実施する福祉サービスについてより周知・啓発が必要であることがうかがえます。

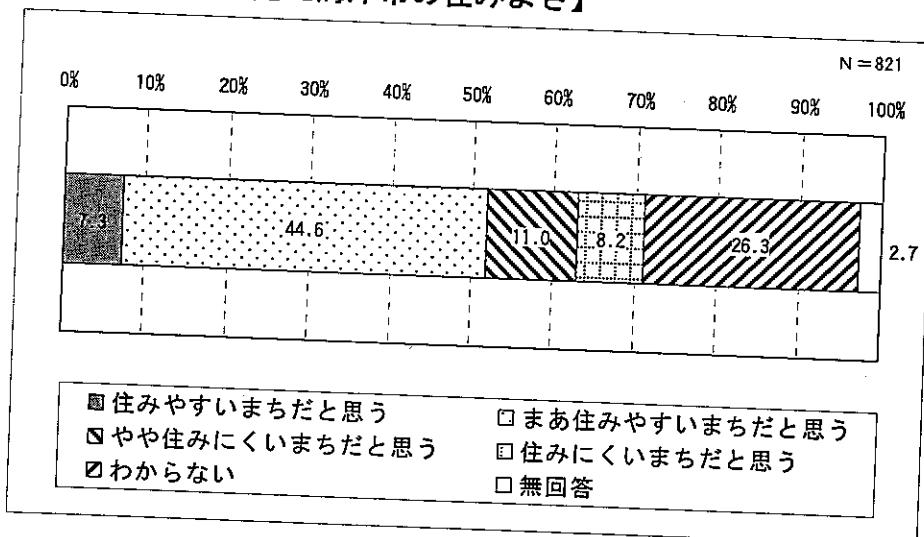
【地域の課題を解決する方法について】



- 地域の課題を解決する方法についての考え方、「行政や住民だけでなく、地域で活動する人や事業所、関係機関等と協力して取り組むべきである」が38.7%と最も多くなっています。このように、行政だけではなく、住民だけでもなく、より多くの地域活動者、事業所、機関等に対して地域福祉への協力・参加を促していく必要があります。

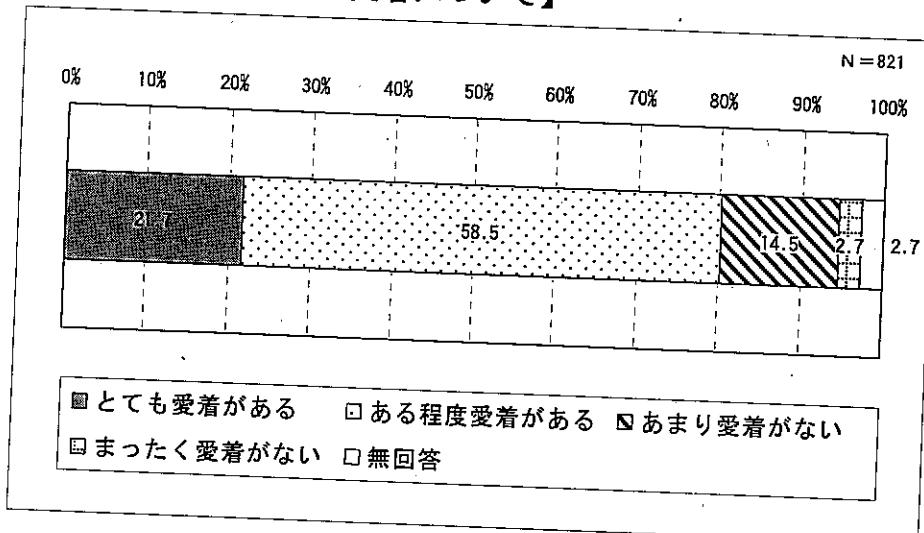
6 福祉のまちづくりについて

【福祉の面から見た海津市の住みよさ】



- 福祉の面から見た海津市の住みやすさについては、“住みやすいと感じている人”（「住みやすいまちだと思う」+「まあ住みやすいまちだと思う」）が約5割を占めています。一方、“住みにくいと感じている人”（「住みにくいまちだと思う」+「やや住みにくいまちだと思う」）は約2割となっています。このように“住みやすいと感じている人”が約5割を占めていることから、住民からおおむね良い評価を得ていることがうかがえます。

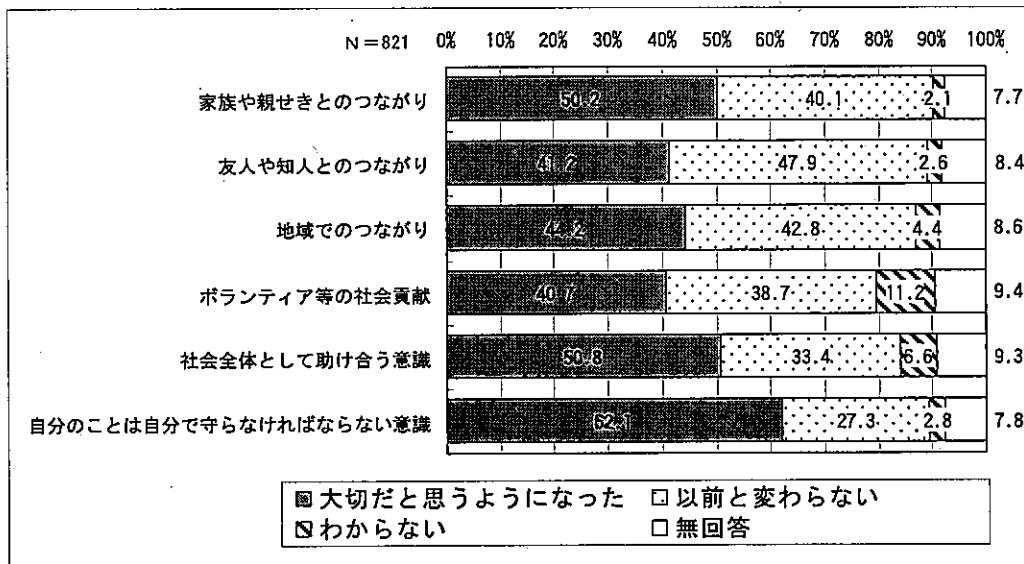
【住んでいる地域への愛着について】



- 住んでいる地域への愛着度については、“愛着がある人”（「とても愛着がある」+「ある程度愛着がある」）が約8割を占めています。今後ももっと愛着を感じていただくために、地域福祉活動への参加を促す等、住民主体の福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

7 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）以降の意識の変化

【東日本大震災以前と比べての意識の変化】



- 「大切だと思うようになった」と回答した項目は、「自分のことは自分で守らなければならない意識」(62.1%)、「社会全体として助け合う意識」(50.8%)、「家族や親せきとのつながり」(50.2%)で5割を超え、多くなっています。このように社会での助け合い・人とのつながり・ボランティア等の重要性に対して意識の変化があったことが分かりました。こうした結果をふまえて、日々の地域福祉活動や防災活動等への参加を促していくことが必要であるといえます。

8 第1期計画の関連施策等の状況

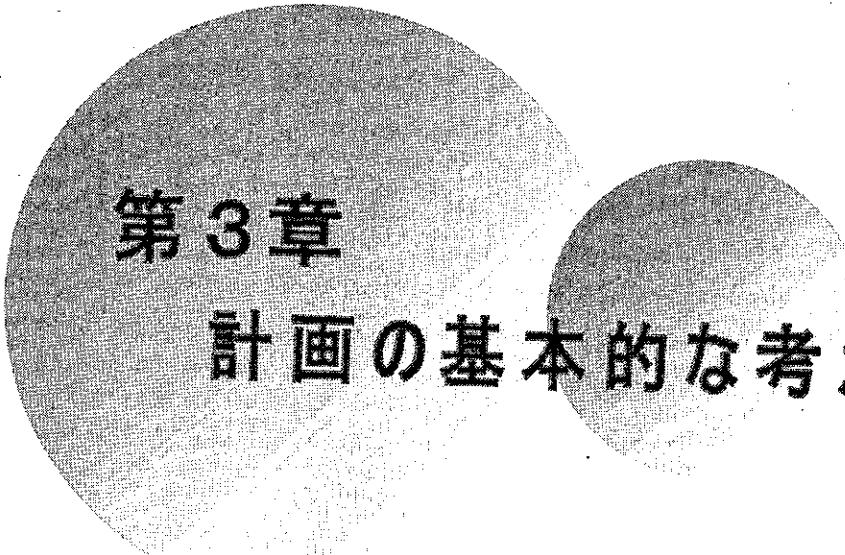
第1期地域福祉計画の施策の体系に沿って、関連施策の実施状況を整理しました。

施策の方向性	関連施策等の実施状況
誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の障がい者用トイレの設置の推進 ○公共施設の障がい者用駐車スペース設置の推進 ○バリアフリーマップの作成 ○点字ブロックの整備 ○ユニバーサルデザインの考え方に基づいた新庁舎を設計し、工事に着手 ○転落防止柵・ガードパイプ・カーブミラー等の設置 ○交通安全講習会の実施 ○まごの手クラブによる福祉有償サービスの実施 ○コミュニティバスの運行 ○養老鉄道への補助による運行継続
	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設事業者の情報開示の促進 ○第三者評価制度の普及と周知 ○地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障がい者計画・障害福祉計画・後期次世代育成支援後期行動計画・次世代育成支援行動計画「海津市子育て夢プランⅡ」の推進 ○各種福祉サービス等の充実 居宅（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービス・施設サービス・グループホーム・認知症対応型デイサービス・老人保健施設・特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム ○発達支援センター「くるみ」の運営
	<ul style="list-style-type: none"> ○休日在宅当番医・夜間指定当番医・西濃地域第二次救急医病院群当番制・小児夜間急患医療（大垣市民病院内）の実施 ○電話・窓口等での健康相談、特定健診受診者の健康相談、保健・栄養相談の実施 ○岐阜県広域災害緊急医療情報システムの運営 ○かいづ健康づくりプランの推進 ○各種がん検診（一部ワンコイン）の実施 ○きらめきウォーキングの実施 ○親子料理教室の実施 ○地域で健康づくりを推進していくため推進員の食事についての研修会の実施

施策の方向性		関連施策等の実施状況
誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	関係機関との連携による防災・防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団組織の再編 ○女性防火クラブ員による防火啓発活動の実施 ○自主防災組織の結成促進 ○災害時要援護者登録台帳の整備 ○消防本部庁舎の耐震補強工事 ○防災備蓄資材の購入・追加 ○市民防災訓練の実施 ○地域防災計画・市職員初動マニュアル・避難判断マニュアル・避難所運営マニュアルを更新 ○ハザードマップ（洪水編）の更新 ○自主防災リーダー研修会実施 ○広域災害を見据えた応援協定締結の促進 ○防犯灯・街路灯の設置 ○海津地区防犯協会を主体とした地域の安全活動の推進と安全思想の啓発
住民の声が反映される体制づくり	SOSを見逃さない地域の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉推進委員・近隣ボランティアを中心として民生委員児童委員・区長・自治会長等とひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・障がい者（児）がいる世帯等地域の中で見守りが必要だと思われる世帯の見守りを実施 ○要保護児童の相談・ケース検討会議を実施 ○要保護児童対策地域協議会の開催 ○母子自立支援員の設置
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉ネットワーク事業として、心配ごと相談・法律相談・結婚相談を社会福祉協議会へ委託 ○人権擁護委員による人権相談の開設 ○特設人権相談を開設 ○医療機関・子育て支援センター・障害者生活支援センター・地域包括支援センター・精神障害者地域生活支援センター・教育機関等国県市等の連携による総合的支援体制の充実 ○社会福祉主事の資格取得による福祉関係職員の資質の向上
	情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「市報かいづ」の発行、市ホームページの充実、「社協だより」の発行 ○庁舎内の英語表記の推進 ○各庁舎受付に耳マークを表示し、筆談や手話で対応 ○外国人のための「くらしのガイド」（中国語・英語・ポルトガル語）を各窓口課へ配布 ○市長との対話室・市長へのたより・市政懇談会の実施
	福祉サービス利用者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター・障害者生活支援センター・精神障害者地域生活支援センターでの相談事業の実施 ○社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業として日常生活自立支援事業の実施

	施策の方向性	関連施策等の実施状況
ふれあい、支え合いの意識づくり	人権尊重の意識の立った地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○同和行政問題協議会の開催 ○人権・同和問題講演会、人権啓発推進大会の開催 ○児童生徒による、標語・作文・ポスター等啓発作品の募集掲載 ○産業感謝祭での街頭啓発 ○男女共同参画推進審議会・プロジェクト委員会・セミナー・フォーラム等の開催
	生きがいづくりと交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○各小学校におけるあいさつ運動・こえかけ運動の実施 ○シルバー人材センターへの登録の推進 ○子育て支援センターへの参加推進 ○生きがい活動支援事業を社会福祉協議会へ委託 ○長良川ふれあいマラソン大会の共催実施 ○保育園の地域活動事業の実施 ○老人クラブ活動への支援 ○道の駅でのイベント・産業感謝祭・夏祭り等の実施 ○園・小中学校の運動会・文化発表会の開催 ○吉里幼稚園の旧園舎を利用した地域交流の拠点づくり ○団塊の世代講座・子どもまちづくり講座・NPOコミュニティ論・地域デビュー講座等の開催
	多様な活動団体同士の交流・連携	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会への補助金拠出による地域福祉の推進 ○各地区民生委員児童委員連携のための定例会の実施 ○民生委員児童委員と母子保健推進員との交流事業の実施 ○地区社会福祉協議会を設立及び自治会役員・民生委員児童委員・福祉推進委員・その他地区の団体・代表者との連携・情報交換の実施
地域の福祉基盤の組織づくり	地域福祉の担い手の育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○海津市まちづくり委員会では「自治基本条例検討分科会」「グリーンツーリズム検討分科会」「戦略的交通システム分科会」「希少生物保護育成分科会」「ふるさと定住促進検討分科会」「安全安心まちづくり検討分科会」「自治基本条例策定分科会」による調査・検討 ○社会福祉協議会では <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を支援する「市民活動センター」の設置を推進 ・託児、車椅子介助、施設レクリエーション等のボランティアの斡旋 ・精神障害ボランティア講座、車椅子修理・点検ボランティア講座・傾聴ボランティア講座等の実施 ・ボランティアコーディネーターの養成 ・ボランティアリーダー研修会の実施 ○青少年育成推進員会活動事業の実施 ○民生委員児童委員の研修会・講習会の開催 ○福祉推進委員会議の開催

	施策の方向性	関連施策等の実施状況
地域の福祉基盤の組織づくり	地域課題を解決できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例について、「市民会議」の開催や研修会を開催 ○ボランティア連絡協議会によるわくわくボラディの開催 ○民生委員児童委員との福祉推進委員、母子保健推進員の交流会の開催 ○地域子育て支援拠点事業の実施 ○食生活改善推進員の研修会の開催 ○海津市はばたき（障害福祉サービス事業所）の運営 ○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への配食サービスの実施と安否確認 ○NPO法人との意見交換会を実施
	地域福祉推進の核となる組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校区ごとの地区社会福祉協議会の立ち上げ ○各地区で地区別活動計画を作成
	社会福祉の理念の理解及び浸透に向けた福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉大会の開催 ○地域福祉懇談会の開催 ○家庭教育支援事業として「にこにこ子育て地区チーム講座」「にこにこ子育て応援隊講座」等の開催 ○職場体験学習の実施 ○生涯学習講座の開講 ○民生委員児童委員の研修会の実施



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

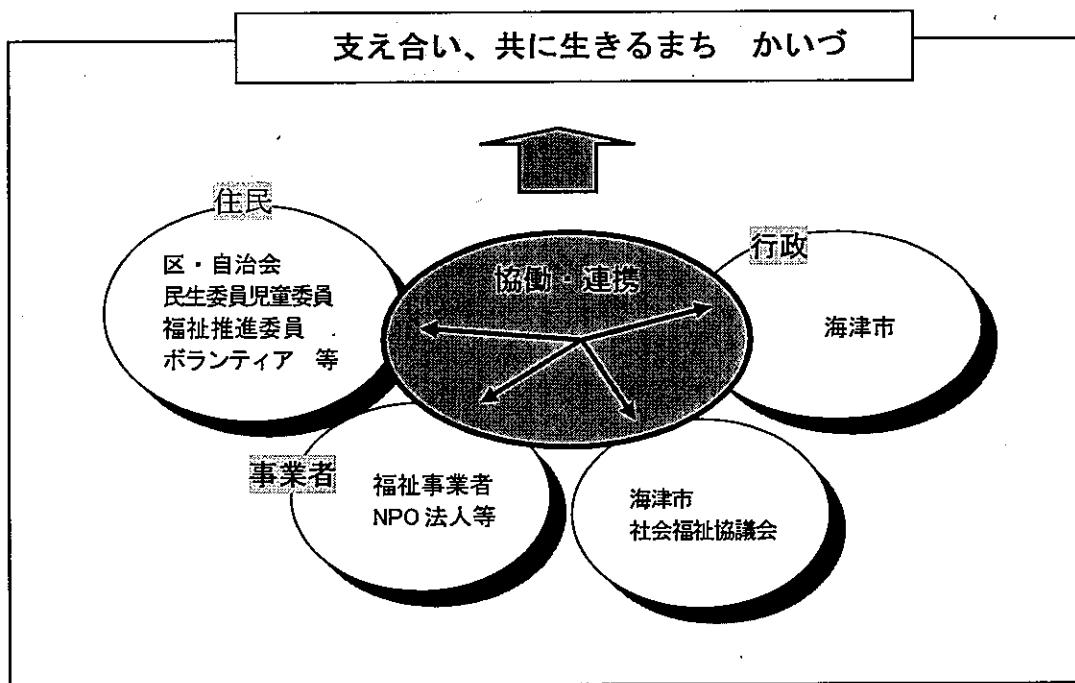
子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生きがいを持って暮らせる、また、次代を担う子どもたちを健やかに育てることができる福祉社会を実現するためには、行政、住民、地域福祉に関わる様々な機関・団体等が力を合わせることが必要です。

のことから、第1期の基本理念である「支え合い、共に生きるまち かいづ」を継承し、自助・共助・公助でつくる豊かな福祉社会の実現を目指すこととします。

« 基本理念 »

支え合い、共に生きるまち かいづ

■海津市地域福祉の概念図



2 計画の基本目標

計画の基本理念の「支え合い、共に生きるまち・かいづ」の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

■基本目標

基本目標1 地域福祉の意識啓発と担い手づくり

地域福祉を支える一番大事なものは「人」です。そのため、市報かいづやホームページ、社協だより、関係パンフレット等を活用するとともに各種講座や研修会を開催し、地域福祉についての理解を深め、意識の向上を図ります。

また、社会福祉協議会と連携し、一人でも多くの住民に地域福祉活動に参加してもらう機会を設け、その体験の中で「福祉の担い手」としての自覚と実践への意欲を高めます。

基本的人権の尊重については、生涯を通じた人権教育・福祉教育を推進していきます。

基本目標2 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

家庭や地域の中で、年齢・性別や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活できるように福祉サービスの拡充やサービスを円滑に利用するための情報提供・相談体制の充実に努めます。

また、誰もが人としての尊厳が守られるような権利擁護を推進していきます。

基本目標3 みんなが支え合い、地域課題を解決する仕組みづくり

「災害犠牲者ゼロ」は、地域防災の理想であり、最終目標です。

災害時の要援護者支援体制づくりに最優先に取り組むとともに、平常時からひとり暮らし高齢者や障がいのある人への見守りや支援を行います。

また、地域住民みんながお互いに気を配り、困りごとに気づき、連携できる支援体制づくりを進めます。

基本目標4 生活の支援と生きがいづくり

地域に住むすべての人が、生きがいを持って心豊かな生活を送るために、住民みんながお互いに理解し、結びつきを強めることが重要です。それらは近所づきあいから始まり、地域行事での交流、自治会活動、老人クラブの活動等、様々な機会を通して生まれます。こうした地域のふれあいや活動の中で生きがいが生まれ、参加度も高まると考えます。

また、高齢者や障がいのある人の活動を広げるためには、移動手段の確保も大きな課題であり、地域交通の充実を図る必要があります。

3 計画の体系

4つの基本目標の実現のために、施策の方向性を定めました。

基本理念
支え合い、共に生きるまち かいづ

基本目標

1 地域福祉の意識啓発と担い手づくり

- 施策の方向性
- 1-1 人権尊重の意識に立った地域づくり
 - 1-2 社会福祉の理念の理解及び浸透に向けた福祉教育の推進
 - 1-3 地域福祉の担い手の育成と支援

基本目標

2 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

- 施策の方向性
- 2-1 適切な福祉サービスの確保
 - 2-2 健康づくりの推進と医療体制の充実
 - 2-3 情報提供体制の充実
 - 2-4 相談体制の充実
 - 2-5 福祉サービス利用者の権利擁護

基本目標

3 みんなが支え合い、地域課題を解決する仕組みづくり

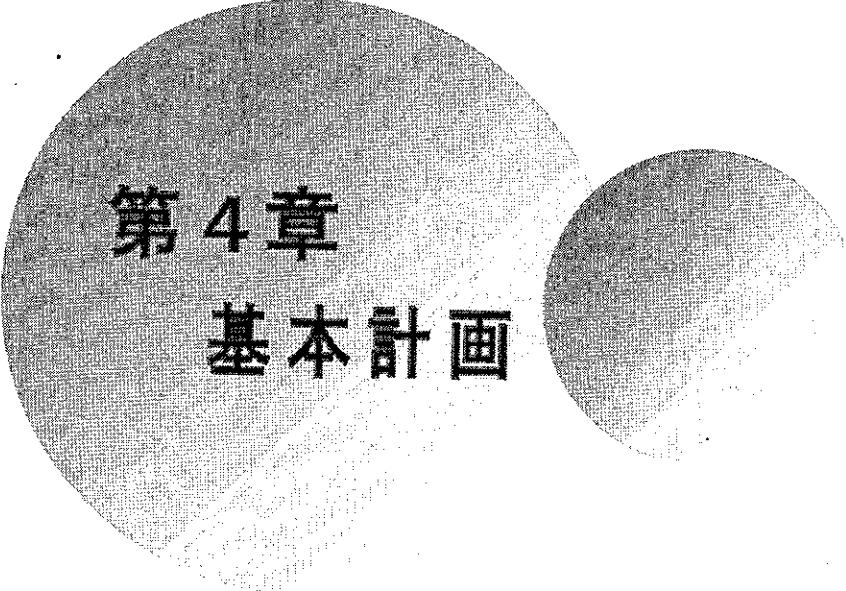
- 施策の方向性
- 3-1 防災・防犯体制の整備
 - 3-2 SOSを見逃さない地域の仕組みづくり
 - 3-3 多様な活動団体同士の交流・連携
 - 3-4 地域課題を解決できる仕組みづくり
 - 3-5 地域福祉推進の核となる組織づくり

基本目標

4 生活の支援と生きがいづくり

- 施策の方向性
- 4-1 日常生活の支援と環境づくり
 - 4-2 生きがいづくりと交流の促進





第4章
基本計画

1 地域福祉の意識啓発と担い手づくり

1-1 人権尊重の意識に立った地域づくり

現状と課題

21世紀は人権の世紀といわれていますが、社会福祉の基本は、基本的人権の尊重と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識にあります。

支え合い共に生きる地域社会において、お互いの人権を認め合う姿勢を地域づくりの根幹に位置づけ、取り組む必要があります。

本市では「海津市人権教育・啓発推進計画本部」を設置し、平成19年3月に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画」に基づき、多岐にわたる人権問題の解決を目指して、住民への人権教育、人権啓発を行ってきました。また、近年ではDV（ドメスティック・バイオレンス）や子どもへの虐待に加え、インターネット上における匿名性を悪用した誹謗中傷、個人情報の不正取得事案等に対する関心が高まっています。

こうした状態をふまえ、さらなる人権尊重の社会を目指し、平成24年3月に「海津市人権教育・啓発推進計画（第1次改定版）」（5か年計画）を策定し、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。

また、男女雇用機会均等法の改正や男女共同参画社会基本法の制定等、法律や制度の面での環境整備が進められるとともに、女性の社会進出が進み、職場や地域活動等様々な分野で女性が大きな役割を果たすようになってきました。しかしながら、現実には家庭や地域、職場をはじめとする日常生活の中では、依然として男性優先の考えが根強く、また、個々の中にも無意識のうちに男女の役割を区別する考え方をもっており、このことが男女共同参画社会の推進を阻害する要因になっているものと考えられます。

本市では、平成20年3月「男女共同参画推進条例」を施行、平成23年12月には「第2次海津市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のために総合的、計画的に取り組んでいます。

今後も人権尊重の意識を持ち、地域において人権の正しい理解を普及するための取り組みを推進していく必要があります。

◎住民の声

- ・生活弱者の立場に立ったまちづくり、健常者の差別意識をなくす

施策の方向性

●人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

あらゆる差別や人権侵害をなくすため、市報かいづやホームページ等による広報活動を積極的に行うとともに「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」等の開催、各種人権啓発パンフレット等の配布により広く住民の人権意識の高揚を図ります。

また、人権擁護委員による人権相談会・街頭啓発・常時相談室の設置、国との連携による特設人権相談所の開設・支援等を行い人権尊重の理念の普及に努めます。

●人権教育の充実

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習等あらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。

人権意識を高めるため、市内小・中学校の児童・生徒を対象に「人権」をテーマにした作文やポスター、標語を募集し、優秀作品を掲載したリーフレットを作成・配布します。

●人権に関する啓発・学習活動への支援

公正な雇用機会の確保や快適な職場環境の整備等、企業の法令遵守の周知に努めるとともに、人権教育にかかる学習教材の貸与等、企業における人権教育を支援します。

また、市内を拠点に活動する人権推進関係団体と連携をとり、これを支援します。

1-2 社会福祉の理念の理解及び浸透に向けた福祉教育の推進

現状と課題

社会情勢の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進み、人ととのふれ合いや、体験を共にすることが減り、思いやりやいたわりの心を育む機会が少なくなっています。

すべての人がお互いの気持ちや親切心を大切にし、思い合える心を育てていくことが地域福祉を推進していくうえで重要です。

アンケートの結果では、「福祉」という言葉のイメージは、「介護・介助」「助け合い」「高齢者」「障がいのある人(児)」等が多くなっていました。多くの人がイメージする「福祉」は支援の必要な人をいたわり、助け合うことであることがうかがえます。

こうした“福祉”的心を育てていくためには、子どもの頃から様々な社会体験やボランティア活動を通して人ととの交流、世代間との交流の機会を多く持つことが大切です。

本市では、子どもの頃から福祉の心を育むため、市内の認定こども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校において、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流、障がい者スポーツ大会等、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。また、社会人講師等として高齢者の学校教育への参画も行っています。

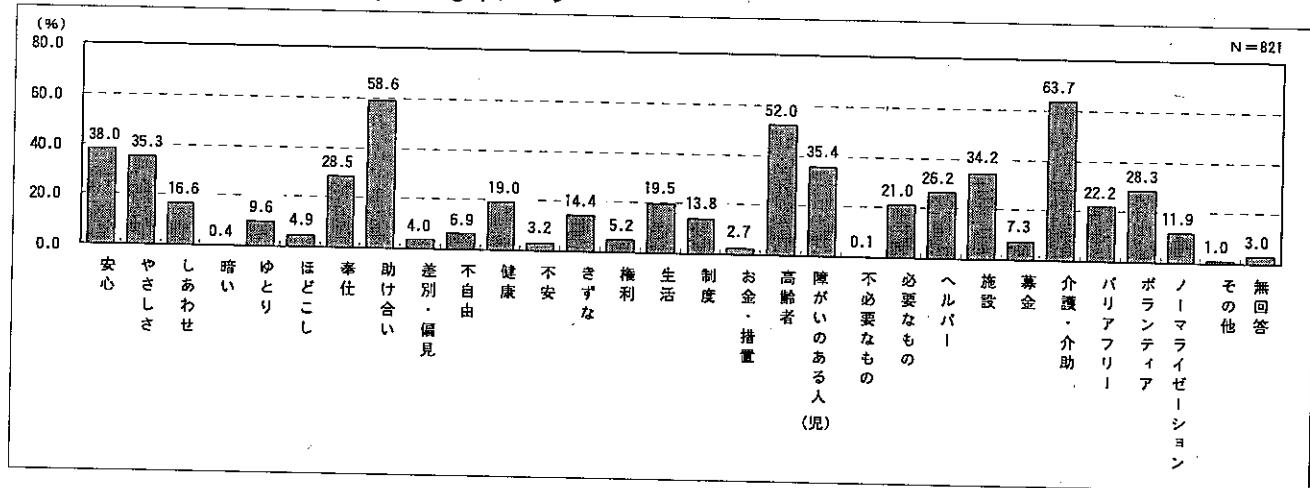
今後も小学校・中学校・高等学校における「総合的な学習の時間」等を有効に活用して、子どもの頃から福祉の心を育てていくことが大切です。

また、地域においても小学校・中学校・高等学校の児童・生徒等による高齢者や障がいのある人への支援活動や交流活動等、地域行事を通して世代間交流をさらに広げていくことが求められます。

◎住民の声

- ・ 三世代交流の場が少ない
- ・ 地域活動への理解がない
- ・ 小中学校との交流が少ない
- ・ 老人と子どもとの交流が少ない
- ・ 子どもは大切である。地域で見守り育てる意識を持つ
- ・ 世代間の交流の場を増やしたい(ネットワーク、サロンの充実)
- ・ 子どもと対話する機会がない
- ・ 老若男女が地区の中で、互いに顔を合わせる場の設営が欲しい

図：福祉という言葉から思い浮かべるイメージ



施策の方向性

●地域での福祉に関する学習機会の提供

ひとりでも多くの人が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、社会福祉協議会と連携してワークショップやフォーラム、座談会等を開催し、地域で福祉について学習する機会を提供します。また、地域ごとの問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。

●家庭教育の中での福祉の心の育成

家庭において保護者から子へと地域福祉教育がなされるために、保護者を対象とした地域福祉に関する勉強会の実施を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉の心が受け継がれるように努めます。

●学校教育における福祉教育の推進

学校教育においては、様々な学習機会を通じ、地域福祉に対する「心情の育成」「知的理解」「実践力の育成」を図り、人間関係を深めながら仲間づくりができる福祉教育を一層推進します。

●生涯学習活動による住民意識の向上

生涯学習活動として、地域福祉に関する講座を充実し、理解と意識の向上を図ります。また、各地域で人権学習や世代間交流事業等を積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習機会を充実します。

●住民や児童・生徒と福祉施設等との日常的な交流の促進

地域においては、住民や児童・生徒と福祉施設等との日常的な交流を促進します。

1-3 地域福祉の担い手の育成と支援

現状と課題

地域福祉を推進するためには、自らが、自分の問題として捉え、その解決に取り組むことが必要です。また、住民一人ひとりが、地域福祉の担い手として、ボランティア・NPO法人等の活動に積極的に参加し、互いに支え合い、助け合える地域づくりが必要になります。

本市においても様々なボランティア活動が行われていますが、参加者の高齢化や固定化がみられ、若い年代層の参加が少ない等といった現状があります。

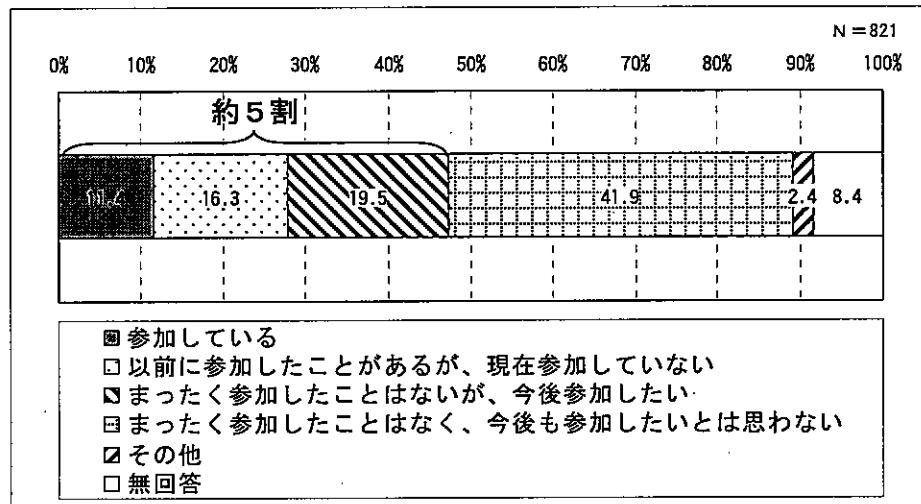
アンケートの結果からは、ボランティアへの参加状況は、「参加している」(11.4%)と「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」(16.3%)の合計では27.7%と少なくなっているものの、これに「まったく参加したことはないが、今後参加したい」(19.5%)を加えると、関心がある層は47.2%となり、住民の半数がボランティアに関心があるという結果となっています。また、参加しやすくなる条件としては、「自分が健康であること」(57.6%)、「時間や収入にゆとりがあること」(53.8%)等が多くなっており、参加してみたいという意思があっても、なかなか参加活動につながっていないという結果がうかがえます。

そのため、今後は、市報かいづやパンフレット等による情報提供はもとより、初めての人でもボランティア活動に参加しやすいようなきっかけづくりが必要になります。

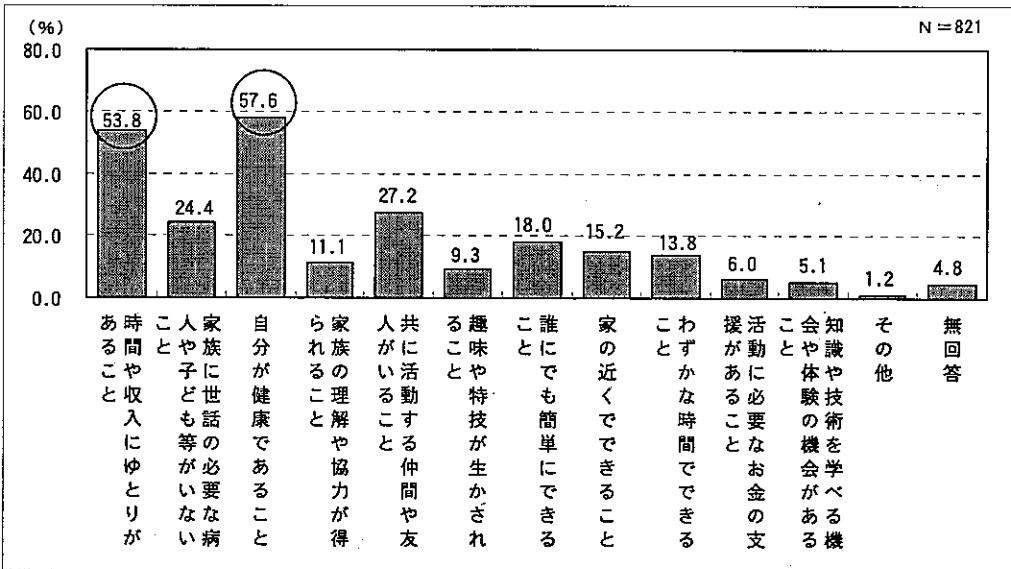
◎住民の声

- ・ 民生委員、福祉推進委員、母子推進委員等との話し合いの場がほしい
- ・ ボランティア情報を提供する場がない
- ・ ボランティアの数が少ない
- ・ ボランティアへのフォロー
- ・ 下校時の見守りが不足している
- ・ ボランティア活動への理解が少ない

図：ボランティア活動への参加状況



図：ボランティア活動に参加しやすくなる条件



施策の方向性

●地域福祉における協働意識の醸成

地域福祉活動の基本となる「協働」について、市報かいづやパンフレット等による啓発や、ホームページ等による情報提供を行うとともに、「まちづくり講座」、「地域デビュー講座」等の開催により、住民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。

一方、「子どもまちづくり講座」「海津っ子議会」等、子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供することにより、まちへの関心・愛着を深める取り組みを推進します。

●民生委員児童委員等への研修会や講習会の充実

住民が民生委員児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や講習会を充実させ、資質の向上を図り地域への積極的な関わりを推進します。

●福祉推進委員の活動支援

地域の福祉ボランティアとして活動する福祉推進委員について、社会福祉協議会と連携しながら、活動充実のため必要な支援をします。

●ボランティア活動の普及・啓発

市報かいづやホームページ等を活用し、ボランティア活動の紹介や呼びかけを行うとともに、企業等に対し社会貢献への理解を働きかけます。また、地域や各種団体を通じて、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

●ボランティアセンターの機能充実

社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動に意欲のある個人・団体等の登録を促進し、ボランティアをしたい人と必要としている人の需給調整等、コーディネート機能の向上を図ります。また、利用者の必要に応じてNPO法人等が行う有償の活動の情報提供にも努めます。

●ボランティア講座、体験事業の充実

ボランティア講座の受講修了者が市の各種福祉事業等へ参加できるよう、活躍の場をフォローアップします。

●ボランティアコーディネーターの育成

ボランティア活動を支えるボランティアコーディネーターの育成を支援します。

●ボランティアの資質向上

ボランティアのニーズを把握し、研修の充実を図り、資質向上を支援します。また、活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティアの育成も支援します。

●高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かすことで自信が生まれ、生きがいを持って地域生活を送ることができます。今後、地域福祉活動での人材確保が必要となることが予想されるなか、こうした高齢者や障がいのある人のボランティア活動への参加を呼びかけ、支援します。

●青少年のボランティア活動の推進

地域において青少年が様々なボランティア体験をすることにより、相手の立場になって考え、行動する姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。

●資格を活かしたボランティア活動の推進

看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の資格を有する住民のボランティア登録を呼びかけ、その資格を活かした活動ができるよう、有資格者のボランティア活動への参加を推進します。

2 地域で安心して暮らすことができる環境づくり

2-1 適切な福祉サービスの確保

現状と課題

本市では、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がいのある人、児童等に対する様々な福祉制度の充実に努めています。しかしながら、近年の社会情勢の変化や、福祉サービスに対する住民ニーズの多様化等に対応するため施策の充実や利用しやすい仕組みづくりが求められています。

アンケートの結果からは、市が取り組む施策として優先して充実すべき施策としては、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実」が30.0%と最も多くなっており、高齢者や障がいのある人の福祉サービスへのニーズは高くなっています。

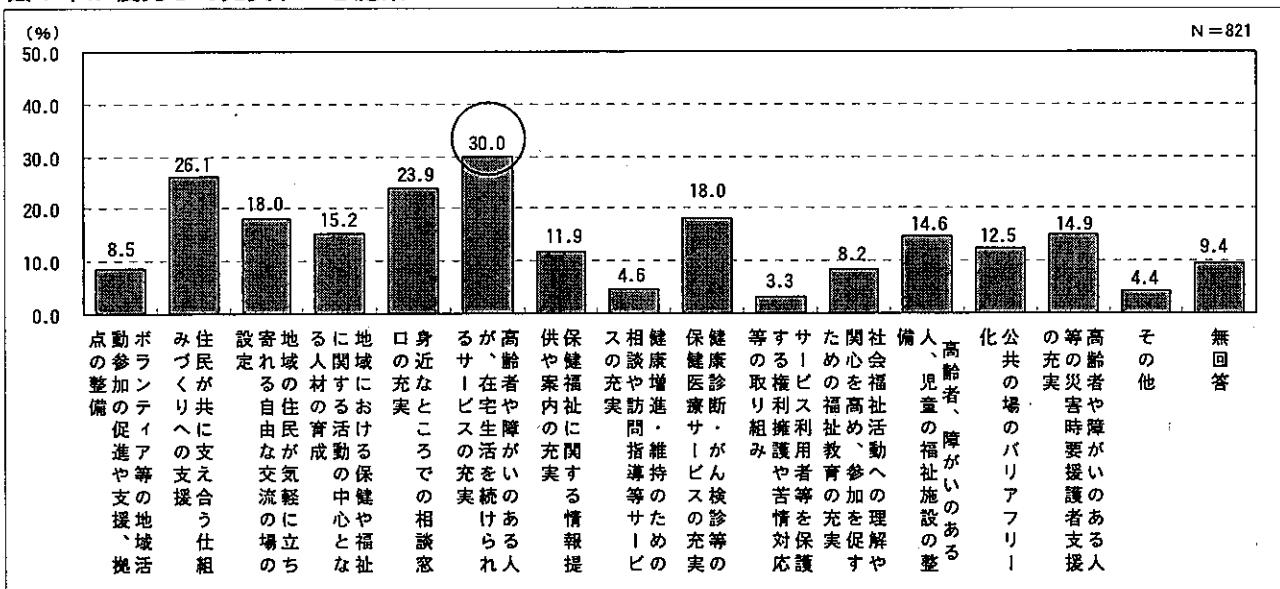
また、社会福祉のニーズが多様化するなかで、生活関連サービスを必要とする人々の層も多様化しています。特にひとり暮らし高齢者の増加に伴い、公的な福祉サービスでは対応することが難しい地域の生活課題として、電球の交換、ゴミ出しや食品の買い出しに行くことができない、話し相手がない等、日常生活上の轻易な手助けが求められており、その対応が必要となっています。

アンケートの結果からは、地域でしてほしい手助けとして、「様子を見に行く、声をかける」が最も多く、次いで「車で送り迎えをする等外出の手助けをする」「話し相手になる」「介護や看護をする」等の順となっています。また、自分でできる手助けについても、「様子を見に行く、声をかける」が最も多く、次いで「話し相手になる」「重い荷物を持つ」の順となっており、今後は、これらのニーズに沿った活動の担い手の発掘等、住民の主体的な行動力を高めるための取り組みが求められます。

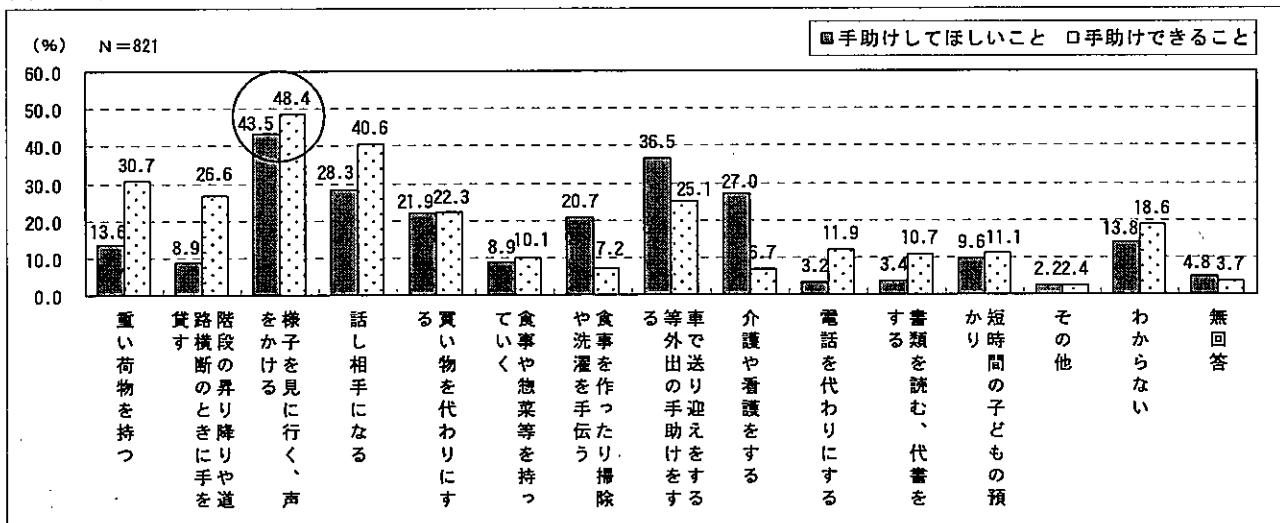
◎住民の声

- ・ひとり暮らしの人の情報が必要
- ・同一世帯内での孤立が多く、一緒に住んでいても年寄りが孤立している家庭が多い
- ・ひとり暮らし高齢者の見守りを強化する
- ・高齢者の移動手段の確保
- ・高齢社会でさらに高齢者が増え、介護予防対策が必要
- ・要援護者の緊急連絡先のチェック、体制の整備
- ・緊急時の高齢者への援助

図：市が優先して充実すべき施策



図：地域でしてほしい手助けと自分でできる手助け



施策の方向性

●在宅福祉サービスの充実

本市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」等の各施策により、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの推進を図っていきます。

●地域密着型サービスの充実

地域密着サービスについては、地域の現状等を把握・分析しながら、地域の身近なところで利用できるサービス提供体制の確保・充実に努めます。同時に、サービスの適切な利用を促します。

●地域で気軽に利用できるサービスの充実

高齢者や障がいのある人が気軽に集えるサロン活動、子育てや健康づくりに関する教室等、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実を図ります。

また、サポーター養成講座等育成の機会をつくり、誰もが気軽に利用できるよう広範囲に活動を広げていきます。

●事業者の情報公開の促進

福祉サービスの向上には、行政はもちろん事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となります。そのため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。

2-2 健康づくりの推進と医療体制の充実

現状と課題

近年、生活習慣病（「がん」「心臓病」「脳卒中」「糖尿病」「高血圧」等）にかかる人は増加傾向にあります。これらの病気は個人の生活に不自由をもたらすだけでなく、介護が必要な状態になる大きな原因の1つにもあげられています。

アンケートの結果からは、毎日の暮らしの中で不安に感じることについては、「自分や家族の健康に関するこど」が49.5%と、全体の中で2番目に位置しており、多くの人が自分や家族の健康に不安を感じていることがうかがえます。

本市では、住民のライフステージに応じた様々な健康診査や健康相談、各種検診等を実施するとともに、健康に関する自己管理の重要性を啓発し、支援しています。

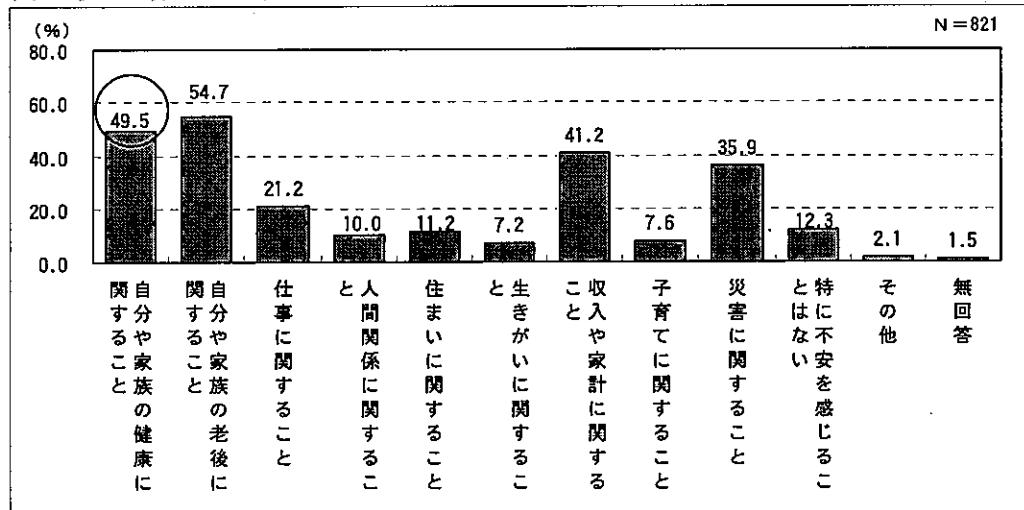
今後は、住民一人ひとりの健康意識をさらに高め、バランスのとれた食生活や適度な休養、運動の習慣化等、生活習慣を改善することが生活習慣病の予防につながることから、健康づくり事業の一層の充実に努めます。

また、必要な時に適切な医療が受けられる医療体制の充実は重要な課題となっています。中核病院としての海津市医師会病院をはじめ、様々な医療・保健・福祉機関が連携を深め、医療体制の充実を図っていくことが求められます。

◎住民の声

- ・高齢者や障がい者が安心して掛れる、近くで救急の時も診てもらえる場所が欲しい

図：毎日の暮らしの中で不安に感じること



施策の万回性

●安心して利用できる地域医療体制の確立

生活習慣病の増加等により、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。そのため、今後も海津市医師会病院を地域医療の中核として病診連携を図り、一次医療（診療所）、二次医療（病院）、三次医療（高次医療）の連携強化、医療機関と介護・保健・福祉分野との連携強化を図り、地域医療体制の確立に努めます。

夜間や休日の救急医療については、現在実施している海津市医師会病院の夜間救急体制や海津市医師会を中心とした休日救急体制の充実を図り、関係機関との適切な連携体制の強化に努めます。

また、小児医療体制の充実については、西濃圏域市町で実施している小児夜間診療体制について引き続き関係機関と連携していきます。

●医療機関における相談体制の充実

高齢者や障がいのある人、子どもをもつ親等、すべての人が利用しやすいよう医療機関における相談窓口の充実を図ります。

医療機関との連携により、住民がより相談しやすい効果的な体制づくりを進めます。

●医療情報の周知徹底

救急医療に関する情報を提供し、高齢者、障がいのある人、子ども等すべての人々がそれぞれの病状に応じた適切な医療が受けられるように、関係機関との連携を密にし、情報提供の充実を図ります。

●自主的な健康づくり活動への支援

関係機関との連携を深め、住民の健康づくりに対する意識を高めるとともに、「かいづ健康づくりプラン」に基づき、住民一人ひとりの総合的な支援を図ります。

●疾病の予防、早期発見の推進

基本健康診査や各種がん検診等の充実と利用促進、受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を中心に生活習慣病予防の重要性の周知に努めます。

●健康づくり推進事業の充実

健康づくり推進のため、健康展等において健康に関する的確な情報を提供することで、今の自分を知り、健康づくりに関心をもち、主体的に取り組んでいくきっかけづくりに努めます。

健康教室等を通じ継続的な運動の効果を啓発し、ウォーキング等の運動継続を勧めます。

●食育支援事業の推進

子どもの成長段階に応じた食に対する正しい生活習慣を確立し、乳幼児期から思春期の生活習慣病を予防するために、食生活改善推進員とともに親子食育教室等「食の学習」の充実を図ります。

また、高齢者に対しても、より参加しやすい教室を開催する等、関係各課との連携を図ります。

●身近な地域における健康づくりの推進

地域の既存施設を活用し、住民が自ら健康づくりを実践する場を増やすとともに、温泉等の地域資源を活かした健康づくり活動についても推進します。

2-3 情報提供体制の充実

現状と課題

介護保険制度や障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の諸施策により、高齢者や障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、福祉サービスが行政による「措置」から利用者自らがサービスを選択する「契約」へと移行し、利用者が自己選択する力が求められており、利用者が自分のニーズに合ったサービスを選択するための効果的な情報提供が必要となっています。

本市では、広報かいづやホームページ、各種ガイドブック等の活用により、各種サービスの情報提供に努めています。

しかしながら、アンケートの結果からは、福祉サービスに関する情報について“入手できている（「かなり入手できている」+「ある程度入手できている」）と回答した人が約2割となっています。

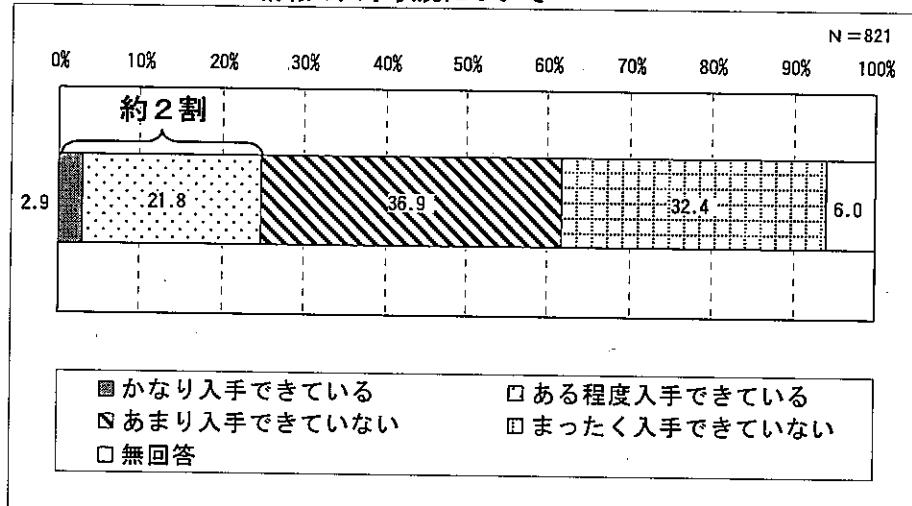
情報の入手先については、「市報かいづ」が76.5%と最も多くなっており、住民の重要な情報源となっていることが分かります。

今後は、行政の情報提供機能を高めることはもちろんのこと、住民のニーズを的確に把握し、住民が求める情報を分かりやすく、幅広い年齢層に情報を提供していくことが求められています。

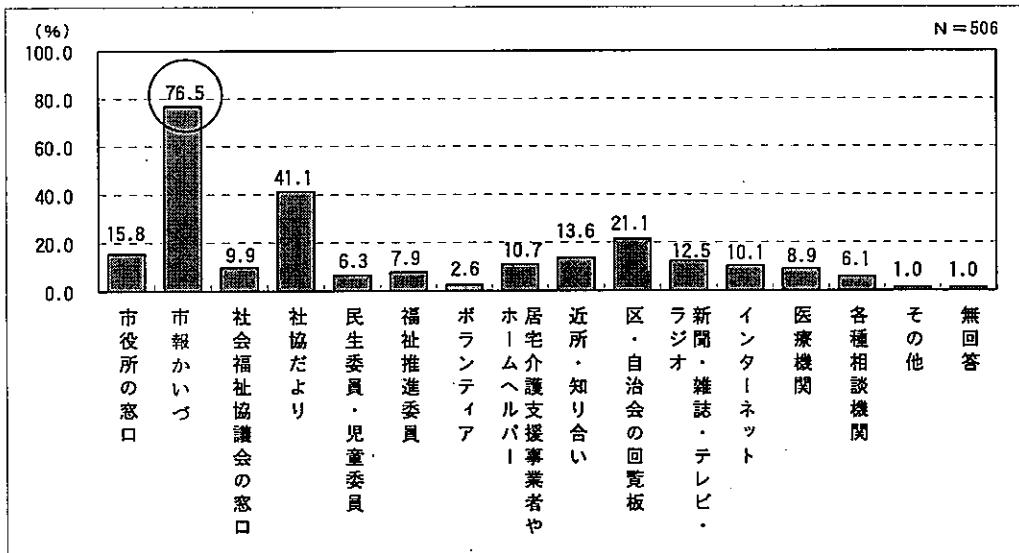
◎住民の声

- ・高齢者に対する情報源が少ない

図：福祉サービスの情報の入手状況について



図：福祉サービスの情報の入手先について



施策の方向性

●情報提供の充実

高齢者から若い世代まで、幅広い世代への情報伝達手段として、市報かいづや市ホームページの充実を図るとともに、各地域の社会福祉施設・勤労者施設等においても福祉情報が取得できるような機会の拡充に努めます。また、各関係機関や相談機関においても必要な情報提供を行っているため、今後関係機関との連携により情報の共有化を図ります。

●利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

住民が必要とする情報を世代の違い、障がいの有無、国籍の違い、その他様々な生活上の違いにかかわらず、誰もが適切に得られるよう市報かいづの音訳や外国語表記の充実に努める等情報提供の一層の充実を図ります。

●市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実

市政への住民参画を進める視点から、情報公開コーナーや市ホームページの内容の充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。

また、情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用を図るとともに、市長への便り、市長との対話室、市政懇談会の開催、パブリックコメント制度等、住民と行政の意見交換の機会を充実させます。

2-4 相談体制の充実

現状と課題

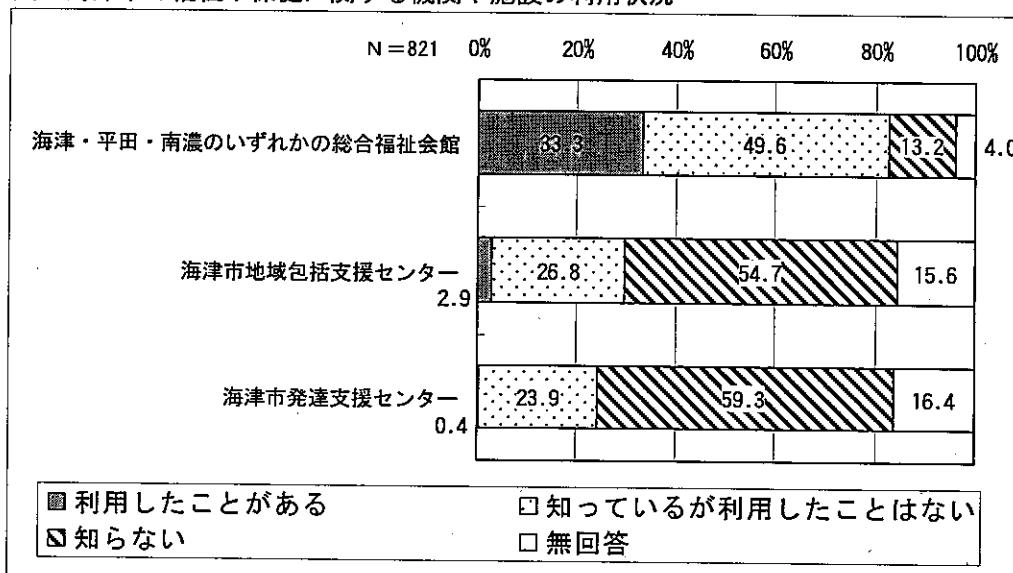
ストレス社会と言われている現代においては、誰もが日常生活を送る中で、様々な悩みや不安を抱えながら生活しています。また、それぞれの人々が抱える不安や悩みは、社会環境の変化を反映し、複雑かつ多様化しています。そのような様々な相談ニーズに対応するためには、地域の実情に応じた相談体制が求められます。

本市では、高齢者に対しては地域包括支援センター、障がいのある人に対しては障害者相談支援事業所、子育て世帯に対しては子育て支援センター等が、総合相談窓口となって対応しています。

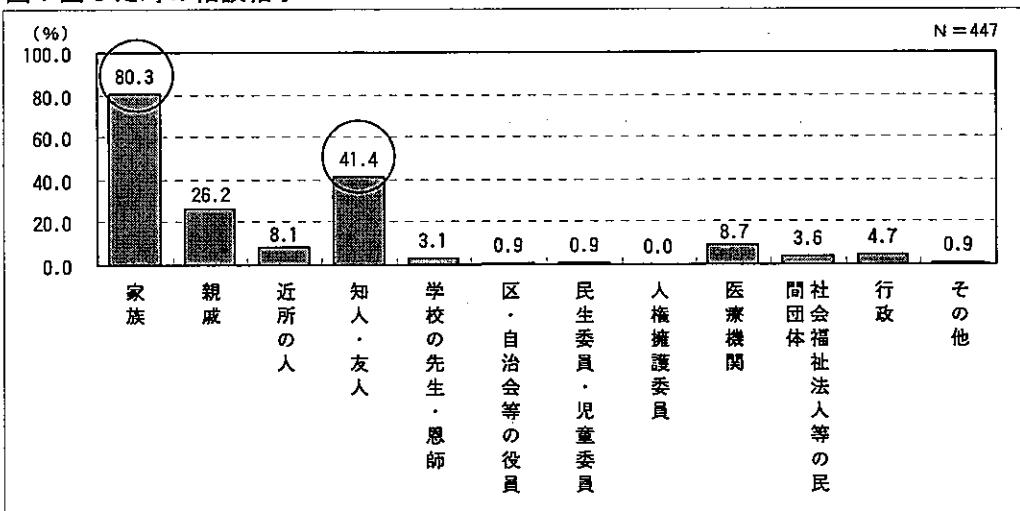
アンケートの結果から、市内の福祉や保健に関する機関・施設の利用についてみると、総合福祉会館の利用経験は約3割となっていますが、地域の高齢者とその家族を支援する中核的な役割を担う地域包括支援センターや子どもの成長や発達に不安を持つ親にとって重要な役割を担う発達支援センターの利用経験は、それぞれ2.9%、0.4%となっています。また、地域包括支援センターと発達支援センターは、「知らない」の割合が半数を超えていました。また、困った時の相談相手として、「家族」「知人・友人」「親戚」等身近な人に相談している一方で、「行政」等の公的機関は低くなっています。同様に「民生委員児童委員」は0.9%と低くなっていますが、地域福祉活動の場において、生活相談・情報提供・支援活動等を行い、重要な役割を担っています。

こうしたアンケート結果をふまえ、今後は、住民に対し、各機関での相談窓口の周知に努めるとともに、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進委員、各種関係団体、NPO法人、ボランティア等と連携を図りながら、誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

図：海津市の福祉や保健に関する機関や施設の利用状況



図：困った時の相談相手



◎住民の声

- ・困りごと 110 番！として、気軽に頼める・話せる人・場があると良い
- ・高齢者のいる世帯の情報が少ないため、声をかけられない

施策の方向性

● 身近な相談体制の推進

相談窓口が身近にあることにより、問題の早期発見ができ、多くの問題解決が図られることから、地域住民の見守り活動や民生委員児童委員、福祉推進委員等による訪問活動のほか、訪問機会のある事業者等による見守り活動の充実、市保健師による訪問活動の充実等、地域における身近な相談活動を活性化させ、連携を強化し、いつでも誰でも気軽に相談できる相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。

また、事業委託機関と連携を密にして相談援助活動・地域福祉活動が円滑に運営できるよう支援します。

● 総合的な相談支援体制づくり

相談内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できることや、緊急の対応が必要な場合等に、専門機関につなぎ支援することが必要です。そこで、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、医療機関等の専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。

個別ケースについて、地域包括支援センター、医療機関、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等、他機関・他職種でケア会議を実施し、個別課題を解決するとともに、地域課題の発見や資源開発等につなげていきます。

● 相談員の資質向上

相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実し、資質の向上に努めます。

2－5 福祉サービス利用者の権利擁護

現状と課題

多くの福祉サービスが「措置から契約へ」と移行する中、権利擁護や苦情解決等、利用者を保護する仕組みが求められています。

サービス提供事業者と利用者は対等な関係で契約をし、サービスを利用することとなりましたが、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、サービスを利用する際に何らかの支援が必要な状態であったり、判断能力が十分でなかったりすることもあります。利用者が安心してサービスを利用するためには、権利擁護・利益の保護が一層重要となってきます。

近年では、高齢化や近所づきあいの希薄化を背景に、振り込め詐欺や悪徳商法等で高齢者が被害者となるケースや、高齢者や障がいのある人に対する虐待等の事件が後を絶たないのが現状です。

本市においては、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援等、地域における権利擁護支援に積極的に取り組んでいます。今後も支援を必要とする人が権利擁護を推進する各種制度を、適切に利用することができるよう、さらなる制度の周知を図るとともに、多様な関係機関等との連携強化に努める必要があります。

施策の方向性

●日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない人等に対するサービスの適切な利用の支援、相談・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を推進します。

●成年後見制度の普及

成年後見制度の内容を広く周知するとともに、今後、親族以外に成年後見人となると考えられる弁護士や司法書士等の団体と協議し、制度の利用支援に努めます。

※成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度

3 みんなが支え合い、地域課題を解決する仕組みづくり

3-1 防災・防犯体制の整備

現状と課題

近年、東日本大震災や集中豪雨等、相次ぐ大規模な自然災害が発生する中、住民の防災に対する関心が高まっています。また、本市を含む東海地区は、かねてから東海・東南海・南海の三連動地震が高い確率で発生すると予測されている地域であることからも、いつ発生するかわからない自然災害に備え、安全で安心なまちづくりを推進する必要があります。

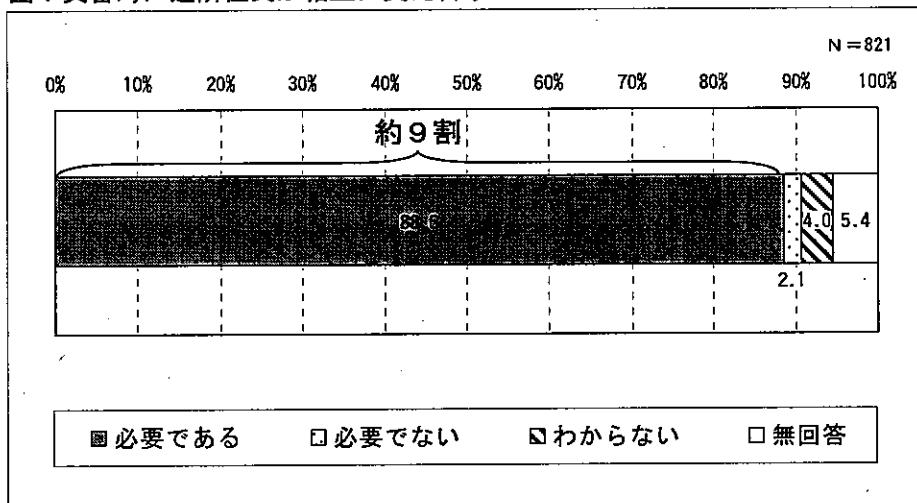
アンケートの結果からは、災害時に近隣住民が相互に支え合うことが必要と回答した人が約9割を占めており、災害時の協力体制の意識の高さがうかがえます。また、災害時に被害を最小限に抑えるためには、まずは一人ひとりが災害に備えた取り組みを実践することが大切であり、それと併せて近隣住民や自治会等による住民相互の助け合いや、地域住民による自主防災組織をつくり、平常時から訓練等を行い災害に備えておくことが重要です。特に、子ども、高齢者や障がいのある人、外国人等は、災害時に自分一人で避難することができなかったり、必要な情報が伝わらなかったりすることから、地域でそれらの人の所在の把握を心がけ、災害時の安否確認や避難誘導を含めた支援体制の確立が求められています。また、住民の個人情報の取り扱いに十分配慮しながら取り組む必要があります。

都市化や生活様式の多様化、少子・高齢化や核家族化の進行等により、地域住民相互の社会的なつながりも薄れ、地域社会の持つ犯罪抑止機能が低下する一方、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪が急増しています。犯罪から身を守るためには、一人ひとりの防犯意識を高めることはもちろんのこと、地域が連携して防犯体制の強化に取り組む必要があります。

◎住民の声

- ・ 災害による避難場所や危険場所を明確にする
- ・ 災害訓練時の参加者の意識
- ・ 災害時に助け合える地域づくり
- ・ 災害時の連絡体制の確保
- ・ 防災は自治会主導で組織を確立する
- ・ 地域住民の安全が確保できる場所が少なく、訓練が少ない
- ・ 関心はあるが、自ら進んでやっていく人がいない
- ・ 防災庫の点検を年1回必ず実施する
- ・ 非常用品を配ってほしい。どんなものがあるのか知りたい
- ・ 地区によっては防災組織ができていない
- ・ 災害のシミュレーションを行い、役割分担を明確にしておく
- ・ 災害が起きた時、どうすればよいかわからない
- ・ 災害時、自助努力が求められることにより、本当に支援が必要な人が見捨てられる可能性がある

図：災害時に近隣住民が相互に支え合うことについて



●自主防災組織の育成・支援

地域での防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成を積極的に進め、防災訓練、防災点検等の活動を支援します。また、女性防火クラブの育成にも努めます。

消防団と水防団が一元化され、消防団に対する地域住民の安全・安心に対する期待がますます高まっており、その期待に応えるよう消防団の組織の充実を図ります。

●防災ネットワークの構築

災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・団体等と連携し、災害時要援護者支援員等の協力を得ながら、防災ネットワークを構築します。また、地域においてはプライバシーに配慮しつつ避難に支援を要する人の把握に一層努めます。

●住民の防災意識の高揚

「海津市地域防災計画」やハザードマップの周知活用に努めます。講習会の実施やパンフレットの作成により、防災意識を啓発します。また、災害時における避難場所等の周知に努めます。

地域における災害発生時の対応マニュアル作成を検討します。建築物等耐震化促進事業補助により、建築物の耐震化を進めます。

今後、「自助」「共助」という考え方を進めていくためにはそれぞれの地域におけるリーダーを養成していく必要があるため、自主防災リーダー研修会を継続して実施していきます。災害時には子どもから高齢者までが助け合える防災意識の高揚に努めます。

●要援護者支援

災害時等の緊急事態における迅速かつ的確な要援護者支援を図るため、以下の体制づくりを行います。

・要援護者の把握について

民生委員児童委員が中心となり、日常的な見守り活動を通して把握している高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者等、安否確認が必要な人の同意を得てリストアップを行い、定期的に情報の更新を行います。

・要援護者情報の共有について

把握した要援護者の情報については、民生委員児童委員をはじめ、自主防災組織・自治会等地域の実情に合わせて共有を図り、緊急時におけるそれとの役割分担を決めておきます。

・日常的な見守りと連絡体制について

民生委員児童委員や地域包括支援センターが日常的な協力関係をつくり、平常時においても要援護者を見守る体制をつくります。

また、一人ひとりの要援護者に対して、具体的な避難支援計画を策定するとともに、緊急時の避難・安否確認が確実に実施できる連携体制をつくります。

●防災拠点の整備

災害対策の拠点施設や、公共施設等の耐震化に努めるとともに、防災備蓄物資を計画的に配備します。また、防災行政無線、ホームページ、メール配信、ケーブルテレビ等、様々な手段により住民への情報提供に努めるとともに、今後、あらゆる機会を通じ、各家庭が災害時にすぐに役立つ食の備えの情報を呼びかけていきます。

●地域防犯対策の推進

防犯に関する住民一人ひとりの意識を高めるため、市報かいづやホームページに加え、緊急時等におけるメール配信により、住民に注意を促すとともに、関係NPO等との協力体制を強化します。高齢者等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件等を防ぐため、犯罪抑止の啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、地域での安全活動の充実を図り、地域の関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。

また、夜間の通行の安全を確保するため、街路灯や防犯灯等の適正配置を進めます。

●地域における防犯パトロール組織の整備

地域における犯罪を地域住民で防ぐために、行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

3-2 SOSを見逃さない地域の仕組みづくり

現状と課題

今日の地域社会は、人のつながりが薄れ、身近なところで「困った」とSOSサインを出している人々が増えにくくなっています。

ひとり暮らし・寝たきり・認知症高齢者を抱える家族、高齢者世帯、外国人等、様々な不安や不自由を持ちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するためには、地域の中での見守り活動や民生委員・児童委員、福祉推進委員等による訪問活動等がこれまで以上に重要となります。

本市では現在、社会福祉協議会の「近隣助け合いネットワーク」活動があります。これは、誰でも無理なくできる援助活動やふれあいを通して、日常生活を見守り、協力し合い助け合っていこうとする近隣の人たちによる活動で、今後もさらにその輪を広げていくことが望されます。

また、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待等が社会問題となっています。高齢者の場合、地域包括支援センターが中心になって、高齢者の権利擁護、総合的な相談支援等「高齢者見守りネットワーク」の構築に取り組んでいます。一方障がいのある人の場合は、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員による見守りや訪問活動、相談支援を行っています。

また、子どもへの虐待の場合には通報システムや対処方法が整備されていますが、虐待を未然に防ぐためには、保護者や介護者の過度な身体的・精神的負担を軽減するよう、各種保健・福祉サービスの充実を図ると同時に、虐待があった場合には早期に対応できるように関係機関の連携を強化していく必要があります。また、虐待に対する住民の理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャル・ハラスメント等の人権侵害が問題としてあげられます。これらの暴力は、基本的人権を著しく侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではありません。

そのため、DV被害者等への適切な支援体制の確立に努める必要があります。

◎住民の声

- ・高齢で一人暮らしのため、買い物・ごみだし等が将来心配
- ・一人暮らしで困っている人を見つける工夫が必要
- ・元気な高齢者は、緊急時の危機感を持っていない

施策の方向性

●地域の見守りネットワークづくり

身近な地域でSOSを出している人を早期に発見し、問題を解決していくために、民生委員・児童委員、福祉推進委員、区・自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、福祉施設、病院・医院、郵便局、新聞配達等の団体や最も身近な隣近所等による近隣助け合いネットワークづくりに努めています。

●虐待防止ネットワークの確立

高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制を整備します。また、保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、リフレッシュのための事業の充実や相談等により支援していきます。

●人権侵害に関する相談の充実

人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を各庁舎に設置していますが、今後、さらに関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援等行っています。

3-3 多様な活動団体同士の交流・連携

現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進」を図ることを目的に組織されている団体として位置づけられており、近年、地域での支え合い・見守り等の住民による地域福祉活動に注目が集まっている中、地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う社会福祉協議会に対する期待は高まっています。

アンケートの結果からは、社会福祉協議会を“知っている”（「知っている」+「名前を聞いたことはあるが、活動内容までは知らない」と回答した人は約7割を占めている一方、「知らない」と回答した人も約3割みられます。今後は、社会福祉協議会の認知度を高めるため積極的にPRに努めるとともに、活動内容についても広く住民に知ってもらうよう情報発信に努める必要があります。

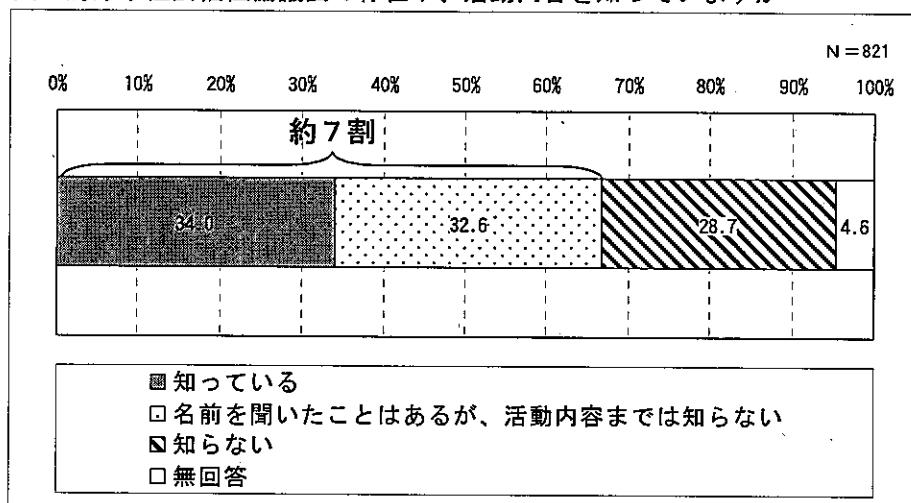
また、社会福祉協議会の活動は、各種相談事業をはじめ、高齢者・障がい者福祉活動、子育て支援活動、ボランティア活動等幅広い分野にわたるため、地域住民のニーズやサービス利用者の多様化への対応が難しい状況となっています。

そのため、これまで以上に行政と社会福祉協議会がそれぞれの役割を分担しつつ、相互に連携・協働しながら、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

さらに、先駆的な福祉活動を行っている住民団体や民間企業等と連携を図るとともに、ボランティア・NPO法人の協力を得ながら活動を進めていく必要があります。

また、民生委員児童委員は、地域での福祉の担い手として積極的に地域に入り、住民と関係機関や団体等との橋渡し役として、若い世代にも親しまれ気軽に相談できることが望されます。

図：海津市社会福祉協議会の存在や、活動内容を知っていますか



施策の方向性

●社会福祉協議会との連携強化

地域へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中 心的な組織として位置づけ、事業運営等に対する支援等を行い、福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

●民生委員児童委員等との連携強化

民生委員児童委員、福祉推進委員をはじめ、老人クラブ、母子保健推進員、更生保護女性会等の団体は、地域福祉推進の担い手であることから、住民とともに活動するリーダーとして、それぞれの特性や役割を活かして、主体的な活動が展開されるようネットワークの構築を図ります。

●団体・事業者等との連携推進

地域の各種団体や住民グループ等が自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実を図るとともに、NPO法人や民間の事業所等の協力も得ながら、各組織が連携して福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

3－4 地域課題を解決できる仕組みづくり

現状と課題

これからの地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりの参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要課題となっています。

地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力を持った企業の定年退職者等の地域の人材と、サービス提供を行う福祉事業者や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉推進委員、母子保健推進員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団員等地域の各種団体との連携、協力の体制をつくることが必要です。

今後、地域住民が、日常生活の中で協力し支え合うことのできるネットワークを構築するとともに、地域で率先して活動しているあらゆる組織の活動を支援する体制の構築が求められます。

◎住民の声

- ・ 子育て支援の推進が必要
- ・ 母子保健推進員の支援

施策の方向性

●協働自治のための仕組みづくり

住民と行政との協働自治を実現するため、住民主体のまちづくりに対する支援策の充実に努めるとともに、「自治基本条例」制定について先進事例等の調査を行い、検討を進める等、協働自治のための仕組みづくりを進めます。

●各種団体との連携

サービス提供を行う福祉事業者や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、母子保健推進員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団員等地域の各種団体が連携を深め、地域の人材との協力体制を充実させることにより、高齢者や障がいのある人、児童、子育て中の親等の抱える地域課題が解決できる体制づくりに努めます。

●地域子育て機能の強化

市内の認定こども園、保育園や幼稚園、学校をそれぞれの地域における子育て拠点と位置づけ、園児・児童と地域住民との交流や、子育て中の親同士の交流を促進します。また、保健センターの活用や地域における子育て拠点の充実に努めます。

市子育て支援ガイドや市子育て支援サイト（キッズ・コミュ）を活用し、子育て情報を分かりやすく住民にお知らせします。

子育て支援センターは、地域の子育て力を高める拠点として、非常に重要です。そのため、子育て中の方々に、出会いや交流の場を設け、情報や相談窓口を提供し、子どもたちの育ちを地域ぐるみで温かく見守り支援していきます。

●食生活改善活動の支援

食を通じて子どもから高齢者までに地域で声かけができるよう、食生活改善推進員の食育活動を支援します。

●障がいのある人・高齢者等の就労に対する支援

働く能力と意欲を持っている障がいのある人や高齢者に対し、就労を促進するためハローワークや関係機関等と連携を図り、情報提供に努めます。また、障がいのある人が通所する作業所等の運営、高齢者の生きがい対策と合わせた就労の場づくりも支援していきます。

●多様な活動主体の育成、支援

多様化する福祉ニーズに対応するため、ボランティアやNPO法人等の協力を得ながら、多様な活動主体が担い手となった福祉サービスを育成、支援していきます。

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯（75歳以上）に配食サービスで食事を届けることにより、バランスのとれた食事提供と安否確認を実施しています。今後もボランティア主体による活動が行われるよう、環境の整備を行う等側面的に支援していきます。

●福祉関係のNPO法人への支援と連携

福祉関係のNPO法人の設立に向け、情報提供等の支援を行います。また、既存福祉関係のNPO法人との話し合いの場を設け、連携を強化します。

3－5 地域福祉推進の核となる組織づくり

現状と課題

地域における近隣の関係は、以前は隣同士が助け合うという意識が一般的でした。また、自治会等は住民が生活をするうえでなくてはならないものでした。

しかし、社会構造の変化により地域での住民の結びつきはしだいに薄れつつあります。

一方、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解が大変重要となっています。

こういった地域社会をつくるには、地域福祉推進のための社会福祉協議会活動をさらに充実させる必要があります。本市では、地域に密着し、より充実した地域福祉を推進するため、小学校区を基盤として福祉活動を進める住民団体の「地区社会福祉協議会」を市内全10地区で立ち上げようと目指しています。

地区社会福祉協議会では、近隣での見守り・声かけ運動、広報紙の発行、サロン活動、移送ボランティア等、地域の特色に合った様々な活動に取り組むことで福祉への理解者を増やし、地域福祉活動の展開に大きな役割を果たします。そのため、自治会、ボランティア、民生委員児童委員等と協力し、地区社会福祉協議会の活動を充実していく必要があります。

施策の方向性

●地区社会福祉協議会の組織化と支援

地域による支え合いが機能するよう、地区社会福祉協議会の組織化を支援します。

また、社会福祉協議会はそれらの地区社会福祉協議会への情報の提供、地区社会福祉協議会相互の連絡調整、さらには諸活動に必要な支援等を行います。

●地域福祉活動計画作成の支援

地域におけるニーズや課題を把握し、課題解決に向けてのアクションプランづくりを支援します。

4 生活の支援と生きがいづくり

4-1 日常生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人や高齢者等は、道路や公共施設を利用する際に、一般の人では何でもないと思われる場所でも、利用するのに不便を感じたり、利用することができなかつたりする場合があります。障がいのある人や高齢者が安心して暮らせるまちは、すべての人にとっても暮らしやすいまちであるため、これからの中づくりは、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等のあらゆる生活環境において、すべての人が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

高齢者や障がいのある人が日常生活を充実したものにするためには、公共交通の整備はもちろんのこと、福祉有償サービス等による地域の交通手段の確保を図る等、誰もが安心して外出することのできる環境づくりに努める必要があります。

◎住民の声

- ・ 歩道の一部が未整備で、危険箇所があるが人は通っている
- ・ 障がい者トイレが無い
- ・ コミュニティバスが利用されていない
- ・ コミュニティバスがどこでも自由に乗り降りできるとよい
- ・ 安心して集える公園やウォーキング等ができる散歩道があるとよい

●既存施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいて、公共施設や道路、公園、交通機関等を重点的に、障がい者用トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置、歩道の段差や急勾配の解消、点字ブロック整備等を進めます。また、民間等の施設のバリアフリー化を推進します。

●ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり

今後、新たに設置する施設等については、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れて整備します。

●安全な道路交通環境の整備

高齢者や子ども、障がいのある人等が安全で安心して生活していくように、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。

●交通安全教育の推進

交通事故の防止を図るため、地域において交通安全教室の開催を促進するとともに、企業や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。

●福祉有償サービスによる移動手段の確保

高齢者や障がいのある人が、気軽に社会参加でき、様々な交流を深めることができるよう、福祉有償サービス等による地域の交通手段の確保を一層推進します。

●公共交通機関の充実

養老鉄道や既存の民営バスルートの存続・充実を関係機関に求めるとともに、鉄道・バス相互の連携等により通勤・通学者の利便性向上を図り、高齢者や学生等自家用車利用が困難な住民の交通手段となる公共交通機関の確保に努めます。また、地域内のコミュニティバスを住民ニーズに合った運行体系とするよう努め、利便性の向上を図ります。

4-2 生きがいづくりと交流の促進

現状と課題

近年の都市化の進展により、地域における人と人とのつながりが薄れる中で、生きがいづくりや交流活動は、高齢者や障がいのある人に限らず、すべての人にとっても重要なものとなります。

アンケートの結果からは、これまで地域活動に参加したことがある人は約7割、主な活動内容については、「区・自治会の活動」「老人クラブの活動」等が多くなっています。また、現在活動していない人の理由では、「役回りが終わった」「時間がない」「勤務等の都合で機会がない」等が多くなっているものの、「参加方法がわからない」と回答した人も約1割未満ですがみられることから、今後は、市報かいづやホームページ等で地域活動への参加方法を周知する等、住民参加の促進を図る必要があります。また、地域の人々の交流や地域活動が活発に展開されるよう、公共施設等の既存資源を活用した場づくり、拠点づくりに努める必要があります。

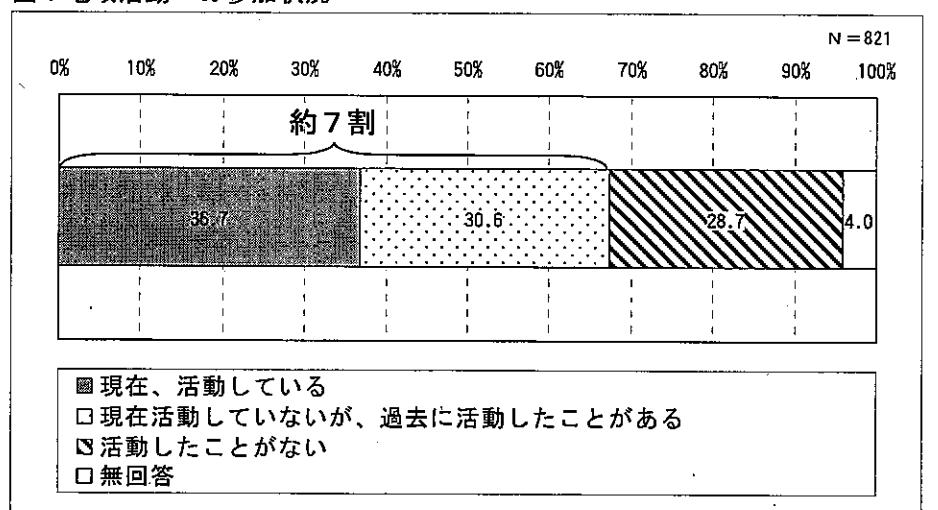
アンケートの結果からは、近所づきあいの程度については、「顔が合えば立ち話をする程度」が40.2%と最も多く、次いで「顔が合えば挨拶する程度」(38.5%)が続いており、地域とのつながりや交流が薄れつつあることがうかがえます。また、年齢層が若くなるほど近所づきあいの程度が薄くなる傾向にあります。

地域に住む人同士がお互いの顔が分かり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題や課題を解決する糸口となります。そのため、住民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的なところから交流を実践し、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に積極的に参加できるよう働きかけていく必要があります。

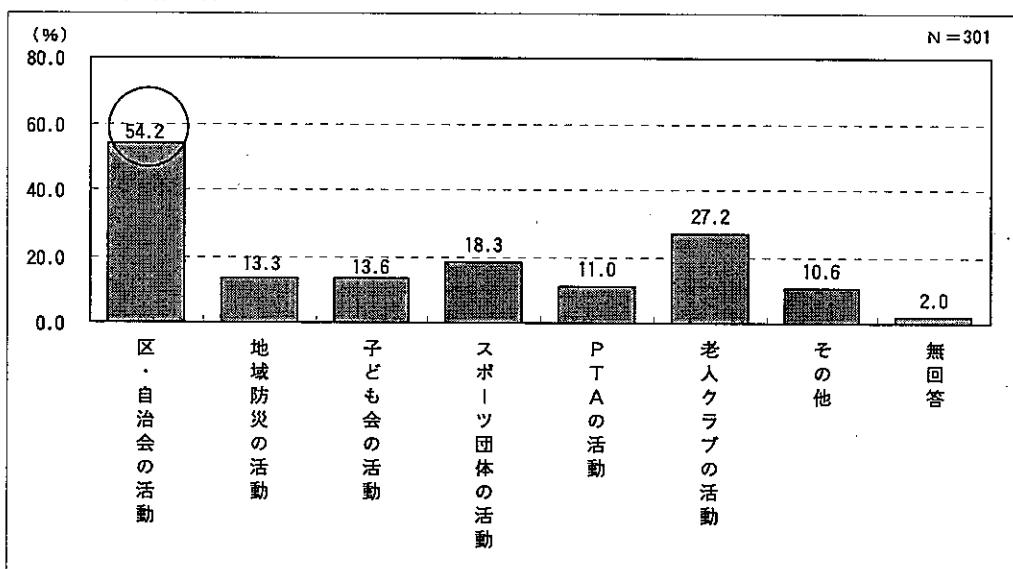
◎住民の声

- ・ 地区ごとで交流サロン開催日等のお知らせをする
- ・ 活動は豊富で良いが、来館者が限られている。もっと多くの方にきてほしい
- ・ サロン活動の内容を知られていない
- ・ 軽スポーツがない
- ・ 地域で交流できるイベントが昔より少なくなった
- ・ 老人会は30歳～40歳の差があり、活動能力にバラつきがある
- ・ 高齢者同士のつながりの弱さ。固定化、限定化している
- ・ 各役員の高齢化
- ・ ハード面ばかりでなく、個々の安らぎが必要
- ・ 隣近所のつきあい方が変わり、朝夕のあいさつや声かけも少なくなった

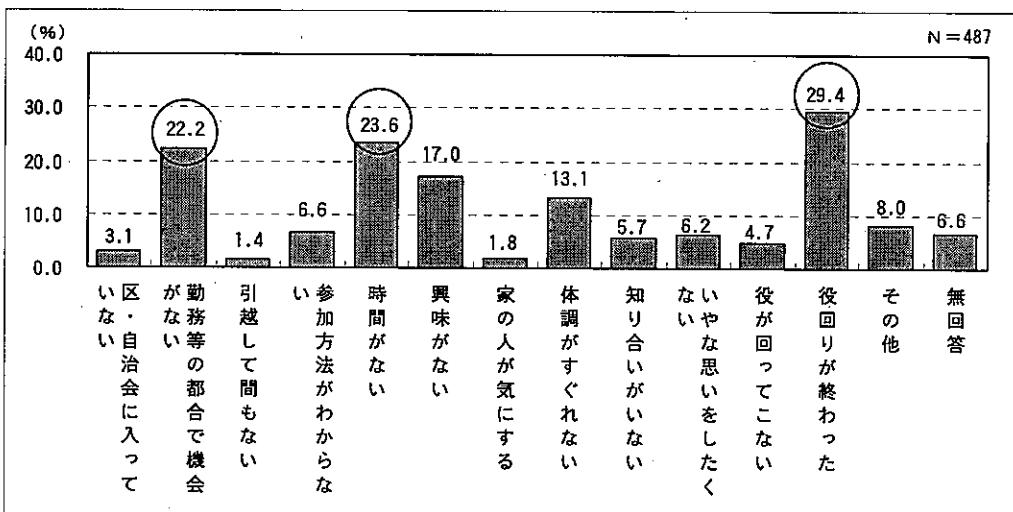
図：地域活動への参加状況



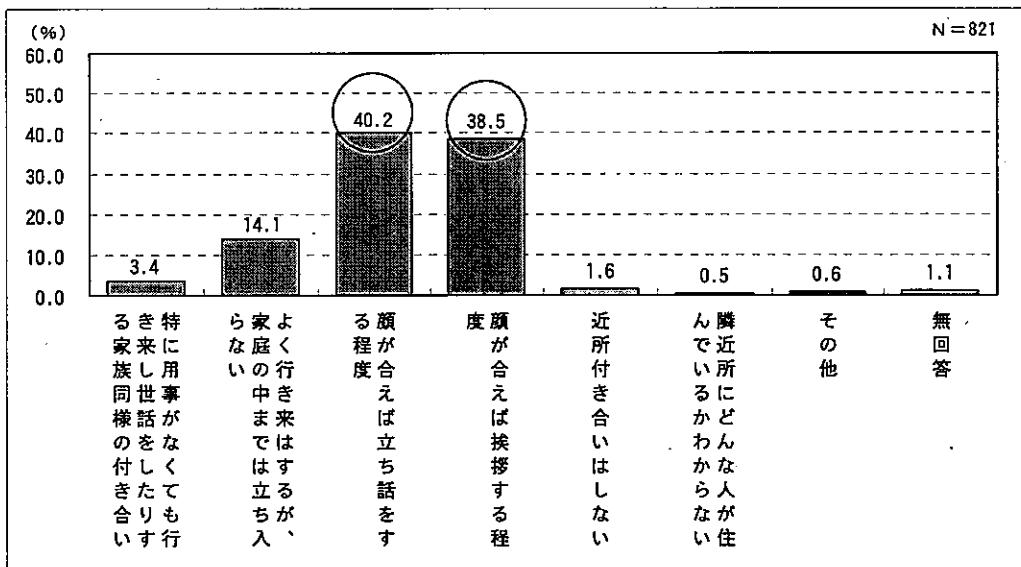
図：主な活動内容



図：活動していない理由



図：近所付き合いの程度



施策の方向性

●住民自身の日常的な取り組みの推進

地域では、住民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、住民同士の声かけやあいさつ運動をさらに実践します。

●社会参加の促進

地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が社会参加できる機会を増やすことにより、孤立感の解消や生きがいづくり、健康づくり、介護・認知症の予防等につなげます。

●世代間交流の促進

地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながります。また、高齢者の知恵や技能を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動等世代間交流を促進します

●老人クラブ活動への支援

本市の老人クラブは近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

老人クラブは、健康・友愛・奉仕の目標を掲げ、会員相互の親睦や高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献等を行う団体として、今後、地域福祉の担い手としての役割がますます期待されます。

そのために、魅力を感じる老人クラブを目指して、会員の創意工夫による自主活動や魅力ある企画の実践を支援していきます。

また、単位クラブ間の交流、他の地域団体との交流、地域行事への参加を促進するとともに、未加入者のクラブへの参加を働きかけていきます。

老人クラブは、地域における高齢者のための任意団体であり、引き続き参加しやすい・活動しやすい組織づくりを目指します。

●地域行事の活用による住民交流の促進

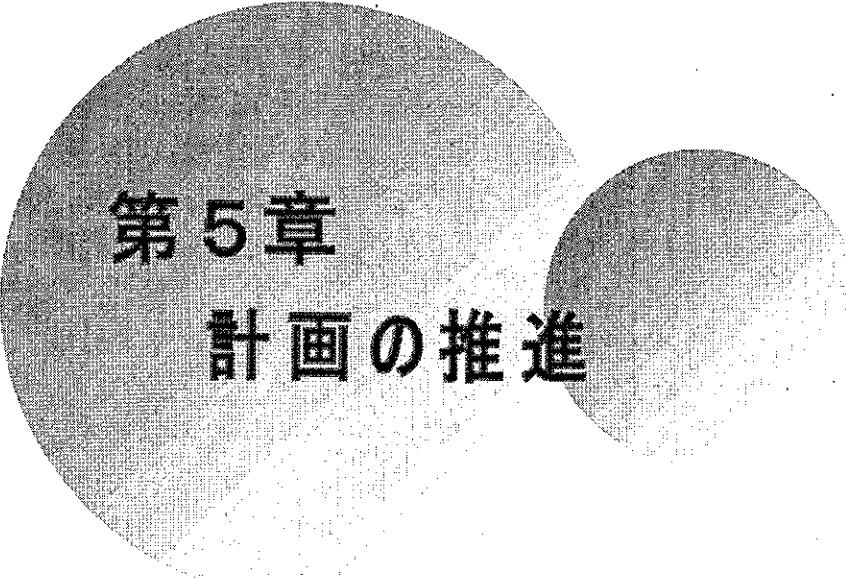
地域において運動会や祭り・盆踊り等昔からある行事の活性化を図るとともに、新たな地域イベントを開催する等、地域での交流、ふれあいの場づくりに努めます。

●既存資源の活用による地域拠点づくり

地域の社会福祉施設・勤労者施設をはじめ、地域の様々な資源（集会所・空き店舗・空き教室等）を活用して、情報交換や歓談、サロン活動等、誰もが気軽に交流できる拠点づくりを進めます。

●多様な学習機会の確保

学習する意欲のある住民に対し、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供するとともに、各種テーマを設けて推進していきます。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉は、地域住民や区・自治会、各種団体、民生委員児童委員、福祉推進委員、ボランティア・NPO法人等の「地域」、市役所等の「行政」、社会福祉協議会や事業者等「関係機関」の連携・協力によって成り立っています。

また、地域福祉を推進するためには、それらの人・組織・団体がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

(1) 地域住民の役割

これからは、住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加したりすることが求められています。

(2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画が求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。「地区社会福祉協議会」は、各校区の特色を生かし、住民により身近な地域福祉活動を目指し、取り組みが進められています。

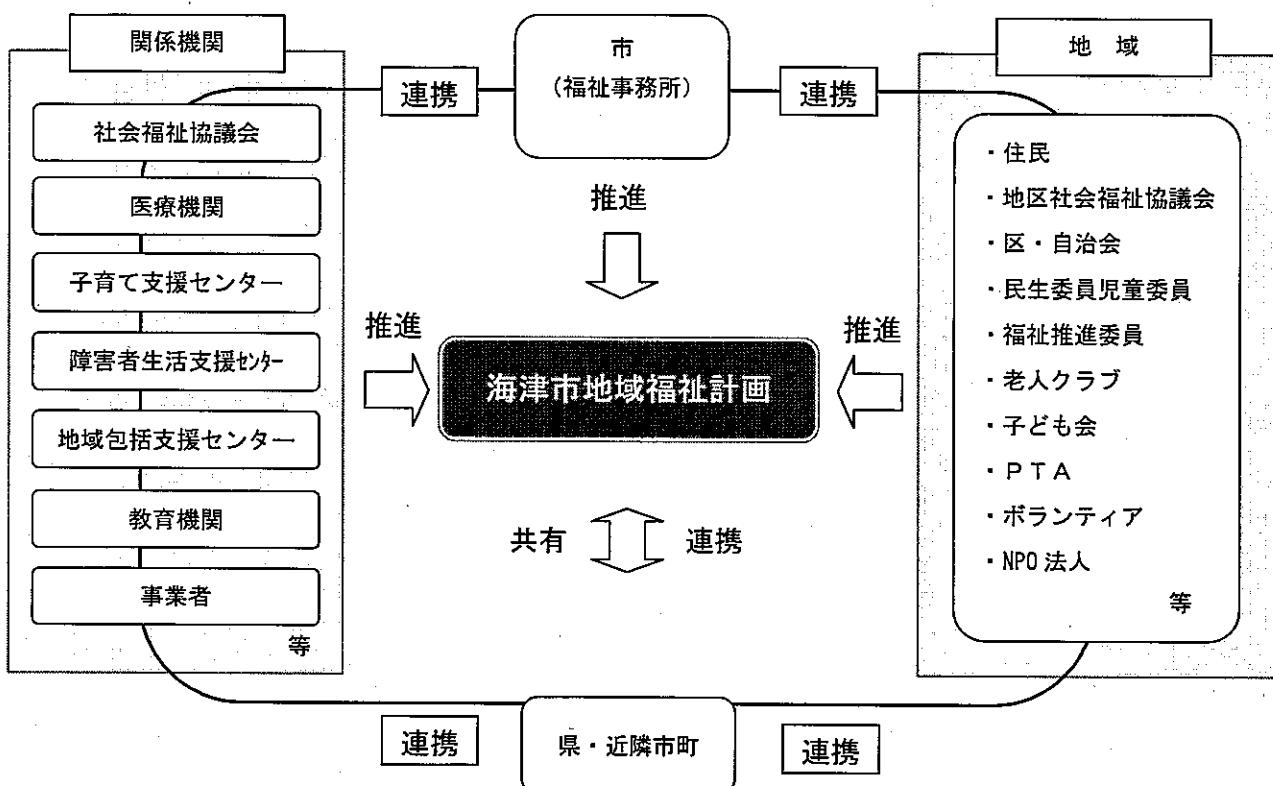
(4) 市の役割

市は住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

(5) 県や近隣市町との連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進のため、県や近隣市町との連携を図ります。

■海津市地域福祉計画推進体制イメージ図



2 計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、住民、ボランティア、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政機関、地域福祉推進の協働者からなる「地域福祉計画推進委員会」を設置しています。

「地域福祉計画推進委員会」は、各施策の実施主体等を具体化させ、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。進行状況についてはできる限り公表し、住民の意見を反映していきます。また、行政の内部組織として委員会を設置し、計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

さらに、住民参加の視点から、数値等では計ることのできない利用者の立場で福祉サービス等の適切な評価が行えるよう、必要に応じて住民参加による評価委員会を設置し、住民の声を反映する検証の推進を図ります。

今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等、市を取り巻く環境変化等に適切かつ迅速に、さらには柔軟に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施等も視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。